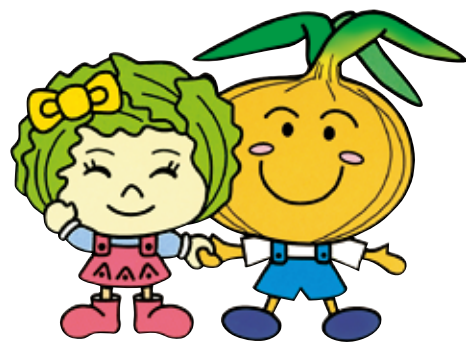


Disclosure



Report 2021



令和2年度 ディスクロージャー Report 2021



あわじ島農業協同組合

プロフィール

☆設立	平成2年 4月	☆本所所在地	兵庫県南あわじ市市青木 18-1
☆営業地区	南あわじ市	☆出資金	3,924百万円
☆事業利益	719百万円	☆経常利益	730百万円
☆当期剰余金	387百万円	☆総資産	236,985百万円
☆純資産	17,548百万円	☆貯金	214,823百万円
☆預金	186,660百万円	☆貸出金	23,757百万円
☆有価証券	3,127百万円	☆長期共済保有高	381,034百万円
☆短期共済新契約掛金	746百万円	☆購買品供給・取扱高	5,236百万円
☆販売品販売・取扱高	10,883百万円	☆組合員数	9,326人
☆役員数	22人	(正組合員 5,667人 准組合員 3,659人)	
☆単体自己資本比率	19.26%	☆職員数	328人
		(正職員 253人 嘱託・契約職員 75人)	



目 次

ごあいさつ	1
1. 経営理念	2
2. 経営方針	2
3. 経営管理体制	2
4. 事業の概況（令和2年度）	3
5. 事業活動のトピックス（令和2年度）	5
6. 農業振興活動	6
7. 地域貢献情報	7
8. リスク管理の状況	9
9. 自己資本の状況	12
10. 主な事業の内容	13
 【JAの概要】	
1. 沿革・あゆみ	21
2. 機構図	22
3. 組合員数	22
4. 組合員組織の状況	22
5. 地区一覧	23
6. 役員構成（役員一覧）	23
7. 職員数	23
8. 事務所の名称及び所在地	24
9. 特定信用事業代理業者の状況	24
 【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	25
2. 損益計算書	27
3. 注記表	29
4. 剰余金処分計算書	40
5. 財務諸表の正確性等にかかる確認	41
6. 会計監査人の監査	41
7. キャッシュ・フロー計算書	42
8. 部門別損益計算書	42
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	43
2. 利益総括表	44
3. 資金運用収支の内訳	44
4. 受取・支払利息の増減額	44
III 事業の概況	
1. 信用事業	45
（1）貯金に関する指標	
① 科目別貯金平均残高	
② 定期貯金残高	
（2）貸出金等に関する指標	
① 科目別貸出金平均残高	
② 貸出金の金利条件別内訳残高	
③ 貸出金の担保別内訳残高	
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
⑥ 貸出金の業種別残高	
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑧ リスク管理債権の状況	
⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑫ 貸出金償却の額	
（3）内国為替取扱実績	
（4）有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	
② 商品有価証券種類別平均残高	
③ 有価証券残存期間別残高	
（5）有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	

2. 共済事業	5 3
（1）長期・年金共済契約高・保有契約高	
（2）医療系共済の入院共済金額保有高	
（3）介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高	
（4）年金共済の年金保有高	
（5）短期共済新契約高	
IV 経営諸指標	
1. 利益率	5 4
2. 貯貸率・貯証率	5 4
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	5 5
2. 自己資本の充実度に関する事項	5 7
3. 信用リスクに関する事項	5 9
4. 信用リスク削減手法に関する事項	6 1
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	6 2
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	6 2
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	6 2
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	6 2
9. 金利リスクに関する事項	6 3
VI 連結情報	
1. グループの概況	6 5
（1）グループの事業系統図	
（2）子会社等の状況	
（3）連結事業概況（令和2年度）	
（4）最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
（5）連結貸借対照表	
（6）連結損益計算書	
（7）連結剰余金計算書	
（8）連結キャッシュ・フロー計算書	
（9）連結注記表	
（10）連結事業年度のリスク管理債権の状況	
（11）連結事業年度の事業別経常収益等	
2. 連結自己資本の充実の状況	8 4
（1）自己資本の構成に関する事項	
（2）自己資本の充実度に関する事項	
（3）信用リスクに関する事項	
（4）信用リスク削減手法に関する事項	
（5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
（6）証券化エクスポージャーに関する事項	
（7）オペレーショナル・リスクに関する事項	
（8）出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
（9）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
（10）金利リスクに関する事項	
法定開示項目掲載ページ一覧	9 3

ごあいさつ

盛夏の候、組合員の皆さまには益々ご健勝のことと心よりお慶び申し上げます。

さて、ここに令和2年度の協同の成果の報告などについてご報告できる運びとなりましたこと、これもひとえに皆さま方のJA事業運営に対する深いご理解とご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言が発令され、社会活動の自粛や皆さまの生活に大きな影響をもたらし、今なお予断を許さない状況のなか、当農協は持続可能な農業振興（SDGs）を実現するための取り組みを行ってまいりました。

販売事業では、外出自粛や短縮営業の要請により、外食などの業務用需要が大きく低迷しましたがその反面、家庭内の需要増に伴い量販店での売上げが伸びる結果となりました。品目別では、たまねぎが夏場に堅調な相場になったものの、秋冬作野菜は暖秋による豊作傾向から相場低迷が続きましたが、年末には全国的な冷え込みにより供給量が減少し、市場価格の回復に繋がりました。畜産関連でも、経済活動が停滞したことから子牛価格は大きく落ち込みましたが、6月以降年末にかけ、神戸ビーフの枝肉相場の回復に合わせて子牛価格も前年と同価格帯になるまで回復しました。11月に南あわじ市で開催された兵庫県畜産共進会では、管内の牛が複数頭上位入賞し、6年ぶりに団体準優勝に輝きました。

営農事業では、コロナ禍を克服し、農業経営を継続するための経営継続補助金、次期作に前向きに取り組む農業者の生産体制強化のための高収益作物次期作支援交付金といった事業へのサポートを行うとともに、国産野菜に対する消費者の期待が大きくなるなか、積極的な作付けと栽培管理の徹底による品質の良い野菜栽培を支援しました。

購買事業では、肥料・農薬・生産資材を中心に農家の皆さまのニーズに応えつつ、土壌分析や試験展示圃の結果と管内の気候を考慮し、作物に安全で安心して使用できる資材を安定供給しました。

信用事業では、信頼され選ばれる地域に根ざした金融機関を目指し、お客様のライフイベントに応じた提案活動を実践するとともに、専門家による年金・相続等の各種セミナーや個別相談の実施、休日ローン相談会などを開催することで相談業務の充実を図りました。

共済事業では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、ご契約されている商品の保障内容について点検を実施させていただくとともに、多様なニーズや様々なリスクに対して安心、満足していただける商品の提供に努めました。

3月に新本所会館が竣工し、5月に本所、中央支所がオープンしました。この新しい本館を軸に今後、組織再編計画を進めるとともに、役員定数の見直しも検討してまいります。あわじ島農協はこれからも、組合員の皆さまと歩んできた農協として、組合員所得の向上と南あわじ市農業の発展に尽力してまいります。

令和3年7月吉日

あわじ島農業協同組合
代表理事組合長 原口 和幸

1. 経営理念

わたしたちは、人と自然にやさしい農業、信頼のおける生産農協、安全・安心な食と農とくらしの確立、地域振興・共生とゆとりの創造をめざします。

2. 経営方針

- 組合員のためのJAづくりを、あらゆる面で実践します。
- JAの事業・活動を通じ、農家所得の向上を目指します。



3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の代表者からなる役員候補者推薦会議の決定を経て、公正に選任されております。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。



4. 事業の概況（令和2年度）

日本経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により社会経済活動の抑制を余儀なくされ、甚大な影響を受けています。このような中、マイナス金利政策等を背景に信用・共済事業をはじめJAの事業環境がますます厳しくなることが見込まれ、総合事業体として機能を発揮していくためには、JA自らが環境変化に対応し、将来にわたって持続可能なJA経営基盤を確立・強化していく必要があります。

このような経済情勢のなか、あわじ島農協では堅実で健全な経営を基本理念として、次のことに取り組みました。その結果、当期剰余金は387百万円となり、計画対比125.1%となりました。

1. 指導事業

（1）営農相談活動

【新型コロナウイルス感染症対策として活動制限のある中で取り組みを行いました。】

野菜の安定生産と品質向上を目指し、関係機関と連携し栽培講習会や防除講習会の代替えとしてCATVを利用した重点事項の放送やハガキによるDM等限られた中での生産振興に努めました。また、消費者の安全・安心ニーズと野菜生産農家の所得向上に應えるため、農薬適正使用の啓蒙・栽培管理日誌の記帳・性フェロモン防除・良質堆肥施用事業等の『あわじ島「安全」「安心」野菜システム』を実施しました。

（2）くらしの活動

JA組織の活性化活動として、くらしの活動教室(66 教室)、健康教室(市と連携)、生け花教室などを実施しました。高齢者たすけあい運動として手指消毒液を市内7か所の高齢者施設へ寄贈しました。

2. 販売事業

令和2年産たまねぎは、昨年同様、極早生・早生は豊作となりましたが、中生・晩生種は平年作となりました。販売環境については、4月・5月は北海道の残量が潤沢にあり、九州産の極早生・早生の作付面積増加、管内の豊作傾向に加え、新型コロナウイルスの影響により、特に外食・ホテル・給食等の業務筋による注文が激減したことから相場は低迷しました。6月に入り、業務筋の発注は依然として多くありませんでしたが、量販店による特売企画が多く組まれたことから、良好な荷動きにより増量要請の強い状況が続き、相場は底上げから続伸しました。農協でも7月以降の本格的な出荷に向けて夜間撰果を行い、増産体制を整えました。また、市場と連携して各地区でのシェア拡大を図り、価格形成の主導権を握ったため堅調な相場で推移することができました。下期の秋冬作野菜は、近年見られた気象災害がなく、暖秋による豊作傾向から全国的に流通過多となりました。また、一般家庭需要も落ち着いたことから、レタスの相場低迷が続きましたが、12月下旬には主要市場と価格浮上を目的とした取り組みを行い、出荷要請が高まり価格回復に繋がりました。年明け後は、重量野菜を中心に豊作基調から相場は低迷しました。コロナ禍における流通や消費動向が変化するなか、取引市場と情報交換を行いながら出荷を継続しましたが、生産者皆様の期待に応えられない厳しい販売環境となりました。

また、令和2年産米の作況指数は、全国「99」、兵庫県「95」、淡路「96」となっています。集荷数量は、作況指数以上に長梅雨による日照不足の影響で、前年比89.9%の78,361袋となりました。米以外の農産品については、出荷数量が全体に減少の中、有利販売に努め価格情勢を見極めながら品目ごとでは販売単価の押し上げとなりました。

した。

この結果、特産品販売・取扱高は9,094百万円、農産品販売・取扱高は656百万円となりました。

3. 購買事業

物流コストが高騰するなか、購買事業主要品目である肥料・農薬・生産資材の3部門を中心とした予約購買の強化を図り、地域のプライスリーダーとして安定供給に努めるとともに、経費等の見直しを行い、有利購入の農耕油をはじめ農業生産コストの抑制に努めました。また、組合員サービス向上のため専門的知識習得を図り、職員育成に努めました。

この結果、購買品供給・取扱高は5,236百万円となりました。

4. 信用事業

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し緊急事態宣言が発令されるなど、日本でも日常生活に大きな影響を受ける事となり「年金友の会親睦旅行」の中止など事業計画の変更を余儀なくされました。

このような状況の中、当JAでは経営継続補助金申請を活用した農業融資事業に積極的に取り組み、多くの皆様にご利用を頂きました。

また、毎週日曜日に本所において開催しています住宅ローン等の融資相談会や定期的に行っている社会保険労務士による年金相談、贈与・相続相談会等の個別相談業務についてもご利用を頂きました。

JAネットバンクのご利用開始手続きについて、利便性の向上を目的とした見直しを行い、お申込日の翌日からお取引が開始出来るように機能改善を図りました。

この結果、期末貯金残高は2,148億円と期首残高に対して2%の増加となりました。

5. 共済事業

共済事業は、コロナ禍の中、アポイントメントを実践し、あんしんチェック活動を展開し保障点検活動を行いました。組合員、利用者に日常に安心を提供することをスローガンに加入内容説明、商品の提案を行い、保障系、生存系商品の提案を積極的に実施いたしました。利便性向上のため、キャッシュレス、ペーパーレス契約の定着化を促進致しました。

この結果、長期共済の新契約は259億円の実績となりました。

6. 畜産事業

令和2年度の畜産事業は、コロナ禍のなか但馬牛・神戸ビーフの枝肉価格が低落し、所得補償制度である牛マルキン事業交付金の交付が続き生産者積立金が枯渇する事態となりました。その影響を受けた畜産販売高の中心である和子牛価格は、淡路家畜市場の1年間の平均価格が昨年につき2年続けての下落となり71万円、前年度比較17.7%安となりました。一方、地元南あわじ市で開催された第102回兵庫県畜産共進会においては、種牛の部において上位5頭の中に3頭が入賞、肉牛の部では上位6頭の中に1頭が入賞し団体準優勝を獲得しました。また、管内の繁殖和牛については、畜産農家の増頭意欲の高まりを受け6年続けて増頭する結果となりましたが、畜産販売高については和子牛価格・枝肉価格の低落を受け計画・前年を下回る結果となりました。

5. 事業活動のトピックス（令和2年度）

J Aあわじ島は、

- ◆農業「魅力ある農業を次世代へ」
- ◆くらし・地域「農業振興を軸とした地域社会への貢献と活性化」
- ◆組織・経営「組織、事業の再編と自己改革の実践」

をテーマとする第4次中期3ヵ年経営計画に取り組んでいます。令和2年度の主な取組みを紹介します。

持続可能な農業の実現

多様化する消費動向 に対応した加工業務 ・契約取引の拡大	➤ 加工業務・契約取引 R2年度 販売高 前年対比 197.6% 
たまねぎの生産拡大	➤ たまねぎ撰果実績 R2年度 目標 160万ケースに対し、 実績 187万ケース(目標対比 116.8%)
生産コストの抑制	➤ 肥料農薬の大量購入、見積合わせ等により仕入れ経費を削減し、 予約注文の有利性を発揮

地域に密着した協同活動の展開

地域ふれあい活動 地域貢献性が高いJAとして、信頼と親しみを得られる活動を実施しています。	➤ 食農教育活動 収穫体験、出前授業 9回開催 377名参加  ➤ 地域密着活動 6回開催
---	---

<ご案内>

イベント、商品紹介、事業等については、当JAの広報誌「JA広報 あわじ島」やホームページでもご案内しております。

ホームページアドレス <https://www.ja-awajishima.or.jp/>

6. 農業振興活動

J Aあわじ島は、「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため地域農業の振興を図るとともに、農業を通じた豊かな地域社会の発展を目指して、次のような農業振興活動に取り組んでいます。

1. 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

J Aあわじ島ほんまもん元気野菜システムを実施し、生産履歴記帳運動（トレーサビリティ）に取り組み、安全・安心な農産物の提供に努めています。

2. 営農組織の育成・支援

野菜の安定生産と品質向上を目指し、関係機関と連携して「栽培ごよみ」「防除ごよみ」等を作成し、現地圃場巡回や窓口対応に活用しました。また、本年からスマートフォンでの営農相談も行いました。さらに、緊急時にはJ Aあわじ島営農情報の提供（メルマガ配信）やハガキによるDMを送付し、情報発信を行いました。

3. 地産地消の取り組み

管内にあわじ島まるごと株式会社（美菜恋来屋）【農産物直売所】を設置し、地域の消費者に地元の新鮮で安全・安心な農産物の提供に取り組んでいます。

4. 食育の取り組み

市内の小学校において、営農担当者が野菜収穫や栽培方法、バケツ稲栽培などの出前授業を行い「食」と「農」のつながりの大切さを伝えました。



7. 地域貢献情報

1. 社会貢献活動

① 環境問題への取り組み状況

- ・ 環境にやさしい農業を目指し、化学肥料や農薬の使用量を減らす取り組みを実施しました。
- ・ 省エネルギーを実践するため、「クールビズ」「節電」の実施に取り組んでいます。



② 公益団体等への寄付

- ・ 福祉貢献対策活動の一環として、市内7か所の高齢者施設へ手指消毒液を寄贈しました。
- ・ 食農教育の一環として、管内の小学生を対象にたまねぎ、レタスの収穫体験などを実施しました。

2. 地域貢献活動

(1) 地域からの資金調達の状況

貯金残高（令和3年3月末現在）

（単位：百万円）

種	類	残	高
当	座	性	48,921
定	期	性	165,901
合	計		214,823

(2) 地域への資金供給の状況

貸出金残高（令和3年3月末現在）

（単位：百万円）

種 類	残 高
農業近代化資金	8 6 9
その他制度資金	1 4
農業関連融資	5 4 4
事業関連融資	5, 2 8 3
住宅関連融資	1 5, 5 3 8
生活関連融資	1, 1 6 4
その他	3 4 2
合 計	2 3, 7 5 7

(3) 文化的・社会的貢献に関する事項

① 福祉貢献活動（献血）

兵庫県赤十字血液センターの主催に対して、三原ライオンズクラブとともに協賛を実施しております。これからも引き続き、血液事業に理解を深め、献血の輪を広げていきたいと考えております。

② 職員の地域貢献への参加

職員が消防団活動をはじめ、地域の行事への出店など、積極的に社会活動に参加し、地域に根ざした活動を実践しています。

3. 地域密着型金融への取り組み

① 農業者等の経営支援に関する取り組み

当JAは、農業者をはじめ地域の皆様に利用される総合事業体として金融機能のみならず、営農・経済事業や環境・文化・福祉といった面も視野に入れた事業活動を行っています。

② 農業者等の経営支援に関する態勢整備

各支所に営農相談員を配置するとともに、関係機関と連携して、農業者の農業技術・生産性向上に向けた相談に応じています。

また、融資担当者も農業や農業関連融資に関する知識を深め、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう、日々研鑽しています。

8. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理の方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部門を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当J Aでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当J Aの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、国債等の安全な有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、本所各部門・各支所・事業所にコンプライアンス責任者・担当者を配置しコンプライアンス推進の取り組みを行っています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の担当者を各部・支所に配置しています。

◇金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口(電話：信用 0799-42-5220

共済 0799-42-5221 月～金 9時～17時)

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター (電話：078-341-8227)

東京弁護士会紛争解決センター (電話：03-3581-0031)

第一東京弁護士会仲裁センター (電話：03-3595-8588)

第二東京弁護士会仲裁センター (電話：03-3581-2249)

まずは①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター(以下「東京三弁護士会」という)の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 現地調停

東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば組合員・利用者様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

2. 移管調停

東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。

具体的内容は一般社団法人JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所 (電話：03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠償保険・共済紛争処理機構 <http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所・事業所のすべてを対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

9. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況と単体自己資本の額

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年3月末における自己資本比率は19.26%、単体自己資本の額は17,358百万円となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資のほか、後配出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	あわじ島農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,888百万円（前年度3,906百万円）
配当率又は利率	出資配当は年2.0%の割合です。

○ 後配出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	あわじ島農業協同組合
資本調達手段の種類	後配出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	36百万円（前年度36百万円）
配当率又は利率	後配出資に対する配当は0%です。

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。



10. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業では、貯金、貸出、為替などの金融サービスの提供を行っています。

利用者の皆様から信頼され利用される信用事業を確立すべく、JA・信連・農林中金が一体的に取組む「JAバンクシステム」により業務の充実・強化に努めています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。また、公共料金、都道府県民税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金商品一覧

貯金名	特 徴	お預け入れ期間	お預け入れ金額	対 象
普通貯金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。	期間の定めはありません。	1 円以上	個人 及び法人
当座貯金	手形、小切手の決済口座貯金としてご利用ください。	期間の定めはありません。	1 円以上	個人 及び法人
通知貯金	7 日間の据置期間経過後、お引出しできる貯金です。さしあたり使う予定のないまとまった資金にご利用ください。	7 日以上 2 日前のご通知でお引出しができます。	5 万円以上 1 円単位	個人 及び法人
貯蓄貯金	毎日の最終残高に応じた利率が適用される貯金で、専用キャッシュカードにより、普通貯金のように出し入れが自由です。	期間の定めはありません。	1 円以上	個人
総合口座	1 冊の通帳に＜貯める＞＜受取る＞＜支払う＞＜借りる＞という 4 つの機能をバック。いざというときには、定期貯金・定期積金のお預け入れ金額の 90% 以内で、最高 300 万円まで自動融資がご利用いただけます。	期間の定めはありません。	1 円以上	個人
定期積金	ライフサイクルにあわせ、コツコツ積み立てていくのに最適です。目的に合わせて、掛金・期間が選べます。	1 年以上 7 年以内	1,000 円以上 1 円単位	個人 及び法人
スーパ定期	お預け入れは 1 円からという手軽さ。個人のお客様は、半年複利でさらに有利に運用いただけます。	1 か月以上 10 年以内	1 円以上 1 円単位	個人及び法人 (複利型: 個人のみ)
大口定期	退職金などまとまった余裕金の運用に最適な大型定期貯金です。	1 か月以上 10 年以内	1,000 万円以上 1 円単位	個人及び法人
変動金利定期	6 か月ごとに利率が変わる定期貯金です。金利上昇時には高利回りが期待できます。	1 年 2 年 3 年	1 円以上 1 円単位	個人及び法人 (複利型: 個人のみ)
期日指定定期	お利息は 1 年ごとの複利計算。お預け入れから 1 年たてば、いつでも必要なときにお引出しにできます。一部お引出し (1 万円以上) も可能です。	1 年以上 3 年以内	1 円以上 300 万円未満 1 円単位	個人
一般財形	お給料、ボーナスから天引きする積立貯金です。お使い道は自由です。	3 年以上	1 円以上 1 円単位	個人
財形住宅	マイホーム取得を目的とした積立定期です。財形年金貯金とあわせて 550 万円まで非課税です。	5 年以上	1 円以上 1 円単位	個人
財形年金	年金のお受け取りを目的とした積立定期です。財形住宅貯金とあわせて 550 万円まで非課税です。	5 年以上	1 円以上 1 円単位	個人

◇貸出業務

協同組合金融機関として、地域農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域の住民の皆さまへ暮らしに必要な各種ローンや、農業関連団体・地方公共団体などへ必要な資金を融資し、地域の発展のため貢献しています。

さらに、国・県の制度資金や政府系金融機関等の資金取扱も行っております。

貸出商品一覧

貸出金の種類	お使いみち	ご融資期間
住宅ローン	住宅の新築・増改築、土地の購入、新築・中古マンション及び中古住宅の購入。住宅機構等からの借換え。	40年以内
リフォームローン	住宅の補改修、宅地内の造園、植樹、門・塀・車庫・台所・浴室等の設置または改良。	15年以内
教育ローン	就学子弟の入学金、授業料、学費および家賃等教育に関する必要な資金。	15年以内で かつ在学期間プラス9年
農業近代化資金	農機具、畜産用機具等 農畜産に必要な資金。	15年以内 (農機具7年以内)
アグリマイティ	農業生産、加工販売、発電・蓄電設備等に必要な資金。	17年以内 (農機具10年以内)
多目的ローン	組合員が生活に必要とする一切の資金。(負債整理、事業資金等除く。)	10年以内
マイカーローン	自動車・バイク(中古含)の購入。修理・車検・購入に付帯する諸費用、保険掛金など。	10年以内
カードローン	生活に必要な一切の資金。	2年(継続審査により更新)

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国の金融機関へ振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務・サービス

給与・年金などの自動受取、公共料金など各種自動支払い、給与振込サービス、自動集金・振込サービスなどを行っています。

また、国債(個人向け国債、新窓販国債)の窓販業務、全国JAでの貯金の入出金、銀行・信用金庫・コンビニなどでの現金引出し、キャッシュカードでの代金支払い(デビットカード)など、様々なサービス提供を行っています。



(相続遺言個別相談会)

信用事業手数料

金額には、10%の消費税が含まれています。

令和2年10月1日現在 単位:円

振込手数料	窓口扱い	電信文書	自 J A 本 支 所 (同 一 店 舗 含 む)		無料	
			3万円未満	他 J A バ ン ク	220	
				他 行	550	
			3万円以上	他 J A バ ン ク	440	
				他 行	770	
			3万円未満	他 J A バ ン ク	110	
				他 行	440	
				3万円以上	他 J A バ ン ク	220
					他 行	660
			A (口座振込)	A T M	3万円未満	自 J A ・ 県 内 J A
県 外 J A	220					
他 行	220					
3万円以上	自 J A ・ 県 内 J A	無料				
	県 外 J A	440				
	他 行	440				
3万円未満	自 J A ・ 県 内 J A	無料				
	県 外 J A	330				
	他 行	440				
	3万円以上	自 J A ・ 県 内 J A			無料	
県 外 J A		440				
他 行	660					
送金(小切手)		同 地 宛 (淡路島・神戸)	自 J A 本 支 所	1件	無料	
			他 J A ・ 他 行	1件	無料	
			同 地 以 外	1件	880	
		隔地宛(注1)	個別	普通扱	1件	660
				至急扱	1件	880
			月額基本料金		無料	
J A ネット	振込手数料	3万円未満	自 J A 本 支 所	無料		
			他 J A バ ン ク	220		
			他 行	220		
			3万円以上	自 J A 本 支 所	無料	
		他 J A バ ン ク		330		
		他 行		330		
		照会・資金移動サービス		月額基本料金		1,100
			口座内容照会			無料
3万円未満	自 J A 本 支 所		無料			
	他 J A バ ン ク		220			
	他 行		220			
	3万円以上		自 J A 本 支 所	無料		
他 J A バ ン ク		330				
他 行		330				
データ伝送サービス(注6)		月額基本料金	2,200			
伝送サービス利用の振替手数料		1件	110			
ネット J A 法人	伝送サービス利用	3万円未満	自 J A 本 支 所	無料		
			他 J A バ ン ク	220		
			他 行	220		
			3万円以上	自 J A 本 支 所	無料	
		他 J A バ ン ク		330		
		他 行		330		
		伝送サービス利用の振替手数料		1件	110	
		署名鑑登録手数料	用紙発行	小 切 手 帳	50枚綴り	660
50枚綴り	880					
手 形 帳	1 枚			550		
	手 形 用 紙			1 枚	550	
マル専関係(注2)	口 座 開 設			1口座	3,300	
	新規発行			ICキャッシュカード・JAカード一体型	1 枚	無料
再発行				ICキャッシュカード・JAカード一体型	1 枚	550
	通 帳			1 通	550	
証 書	1 枚			550		
その他手数料	給与振込(他行宛)			1 件	無料	
		送金・振込の組戻料	1 通	660		
		不 渡 手 形 返 却 料	1 通	660		
		取立手形組戻料	1 通	660		
			取 立 手 形 店 頭 呈 示	1 通	660	
		(660円を超える場合はその実費)		1 通	660	
		ス イ ン グ サ ー ビ ス		1 回	無料	
		定時自動送金	同 一 支 所 内	3万円未満	無料	
				3万円以上	無料	
				自 J A 本 支 所	3万円未満	無料
3万円以上	無料					
J A バ ン ク	3万円未満		110			
	3万円以上		220			
	他 行		3万円未満	550		
			3万円以上	770		
電 信	3万円未満		440			
	3万円以上		660			
文 書	3万円未満	440				
	3万円以上	660				
国 債 口 座 管 理 手 数 料					無料	
集 金 手 数 料	基本加算	集 金 業 務 1 回 に つ き		1,100		
		所要時間・事務負担により		550～		
夜 間 金 庫 利 用 料		1年間		26,400		
口 座 振 替 手 数 料 (デ ー タ)		1 件		110		
口 座 振 替 手 数 料 (紙 明 細)		1 件		220		
各 種 残 高 証 明 発 行		1 通		330		
そ の 他 各 種 照 会 票 の 発 行		1件(注3)		330		
新 規 住 宅 ロ ー ン 必 要 公 的 証 明 書				実費		
住 宅 ロ ー ン 繰 上 償 還 手 数 料				5,500		
生 活 関 連 ロ ー ン 繰 上 償 還 手 数 料				無料		
ア ン サ ー サ ー ビ ス 利 用 料		1ヶ月		3,300		
サ ー ビ ス	3万円未満	自 J A 本 支 所	無料			
		他 J A バ ン ク	220			
		他 行	220			
		3万円以上	自 J A 本 支 所	無料		
			他 J A バ ン ク	440		
			他 行	440		

※一体型カードの再発行についてはクレジット機能の手数料のみ掛かる場合がございます。



※一体型カードの再発行についてはクレジット機能の手数料のみ掛かる場合がございます。

(注1)手数料を超える場合は実費とします。

(注2)当組合購買供給については、口座開設手数料は無料とします。

購買供給のうち、耐久資材供給及び6ヶ月以内の自動車供給については手形用紙代無料とします。

(注3)1件あたり発行照会票が10枚を超える場合は、超えた枚数×@20円+消費税をいただきます。

(注4)地方公共団体・地区内学校等組合長が認めたものについては振込手数料を免除する。

(注5)視覚障がい者等ATMによる振込を行うことが困難な者の窓口振込手数料は、ATM振込手数料を適用する。

(注6)データ伝送サービスご利用の場合は照会・資金移動サービスもご利用いただけます。



JAのキャッシュコーナーの紹介

▼ J A あわじ島〒656-0462 南あわじ市市青木 18-1 T E L : 0799-42-5220

ATMコーナー名	平日稼動時間		土曜稼動時間		日曜稼動時間		祝日稼動時間	
	開始	終了	開始	終了	開始	終了	開始	終了
広 田	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
倭 文 セ ン タ ー	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
松 帆	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
津 井 セ ン タ ー	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
伊加利阿那賀センター	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
志 知	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
榎 列	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
八 木 経 済 セ ン タ ー	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
神 代 経 済 セ ン タ ー	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
賀 集	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
福 良	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
阿 万	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
灘 セ ン タ ー	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
北 阿 万	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
本 所 (中 央 支 所)	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
S P バ ル テ ィ	10: 00	20: 00	10: 00	19: 00	10: 00	19: 00	10: 00	19: 00
イ オ ン 南 淡 路 店	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
美 菜 恋 来 屋	9: 00	18: 00	9: 00	18: 00	9: 00	18: 00	9: 00	18: 00
南 あ わ じ 市 役 所 前	8: 00	21: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00	9: 00	19: 00
くつろぎプラザ シーバ	9: 30	21: 00	9: 30	19: 00	9: 30	19: 00	9: 30	19: 00

<お問合せ先>

平日 9:00~17:00 までのお問合せ

J Aバンク兵庫ATMセンター
T E L : 078-797-8501

<キャッシュカード紛失等お問合せ先>

平日・土日祝日 連絡先

A T Mセンター
T E L : 0120-68-9801

〔共済事業〕

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A 共済では、「ひと・いえ・くるま」による総合保障を展開しています。

共済商品一覧

商品名		特 徴
長期共済	終 身	働き盛りの時は保障が大きく、掛金を払い終わっても一生涯の保障が続きます。保障切れを心配することなく大切なご家族の生活資金や老後の万一保障を確保できます。多彩な特約で保障内容を自由に設計できるのが特長です。まとまった資金を活用して加入するプランもあります。
	養老生命	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。多彩な特約を付加することにより、後遺障害等、手厚く保障します。満期時には満期共済金を支払われます。まとまった資金を活用して加入するプランもあります。
	こども	必要な保障を確保しながら、お子さまの教育資金を計画的に準備できます。学資金のお受取りは、進学時期に合わせた中学・高校・大学プランから選べます。
	予定利率変動型年金	ご契約後6年目以降、その時の経済状況に合わせ予定利率を毎年見直しますので年金額のアップが期待できます。さらに最低保証予定利率も設定されていますので、安心です。
	が ん	がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。がんと診断された時から再発・長期治療まで、入院・手術・放射線治療・治療共済金を支払われます。
	医 療	病気やケガによる入院・手術はもちろん、全額自己負担となる先進医療の技術料も保障し最新の治療が安心して受けられます。一人ひとりのニーズにあわせて保障の手厚さ、保障の長さ、掛け金を支払う期間などが選べます。
	介 護	一生涯にわたる介護保障で、公的介護保険制度と連動した保障内容です。要介護2以上に認定された場合、または重度要介護状態になった時、介護共済金をお支払いします。まとまった資金を活用して加入するプランもあります。
	生活障害	身体障害者手帳制度（公的制度）に連動したわかりやすい保障で、病気やケガにより身体の障害が残るときに不足する生活費や治療費に継続的に備えるためのプランです。
	特定重度疾病	三大疾病を含む生活習慣病による所定の状態に一時金で備えられ、共済期間を通じて、それぞれ1回、最大で4回お支払いします。一時金を給付するため、継続的な治療による経済的負担に備えることができます。
	引受緩和型終身	健康に不安を有する方も、簡単な告知で加入でき一生涯にわたってお亡くなりになられた時の保障が確保できます。
	引受緩和型医療	健康に不安を有する方も、簡単な告知で加入できる医療保障です。持病の悪化・再発もしっかり保障でき、入院・手術・放射線治療を一生涯保障します。
	建物更生	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、火災や自然災害によるケガにも備えられます。保障期間満了時に、満期共済金をお受取りいただけます。
短期共済	定期生命	お手頃な掛金で、万一の場合を一定期間保障するプランです。
	自動車	自賠責共済では補完できない部分を保障します。相手方への賠償はもちろん、ご自身や同乗者のケガの保障や車両保障など自動車事故を幅広く保障します。
	自賠責	法律ですべての自動車に加入が義務づけられています。ハンドルを握る人には欠かせないクルマの共済です。
	傷 害	日常のさまざまなアクシデント（死亡、後遺障害、治療）を安心プランで保障します。
	賠償責任	日常生活上の賠償事故保障です。
	火 災	住まいの火災損害を保障します。

〔購買事業〕

組合員をはじめ地域住民のみなさまの利用ニーズに応える事業に取り組み、肥料・飼料・農薬をはじめとする生産資材、生活用品・電気製品等の生活資材のほか、給油所事業、農機・自動車センター事業、住宅設備事業と幅広い供給に努めています。



〔販売事業〕

あわじ島ブランド強化に向けて品質の向上と計画出荷による安定供給に取り組むとともに、地域の基幹産業である農業生産の維持拡大と農業所得向上に努めています。

また、米、花卉類、果菜類等の販売のほか、保管事業、施設センター、ライスセンター、予冷センター業務により効率運用の徹底と安全作業に努めています。



〔営農事業〕

◇生産促進業務

生産出荷の効率化研究を図るとともに、安心・安全な野菜を消費地に提供するため、「JAあわじ島ほんまもん元気野菜システム」の運用に努めました。また、たまねぎでグローバルGAP団体認証取得に取り組みました。

◇営農相談業務

野菜の安定生産と品質向上を目指し、CATVを利用した重点事項の放送やハガキによるDM発送等、限られたなかでの生産振興に努めました。また、消費者の安全・安心ニーズに応えるため、適正な栽培・防除並びに農作業工程管理の実践を行うとともに、環境にやさしい農業の実践を通じて高付加価値農業に取り組み、生産農家の所得向上に努めました。さらに、行政等と連携して地域の課題解決に向けた各種試験研究を行っています。

◇くらしの活動業務

組合員および家族の健康を守るため、行政等と連携して健康教室を開催し、健康管理に努めています。また、営農・生活をはじめとする教室活動（生け花・介護）を実施しました。さらに、食への安全志向が高まる中、国産大豆等を使用した自家用手づくりみそ加工を実施しました。

◇営農支援業務

納税協会派遣税理士による確定申告研修会、また、農業者年金・労災保険の取り組みを通じて組合員サービスに努めています。また、不定期で全集荷場において残留農薬自主検査を実施し、検査結果の情報開示を通じて消費地への安心・安全を発信しています。

〔畜産事業〕

「神戸ビーフ・但馬牛」素牛産地の維持並びに繁殖和牛の増頭を目指すため、補助事業の取り組み及び飼育管理指導を通じて生産者の意識高揚、飼養技術の向上を図り、収益増加による生産基盤の安定強化に努めています。



(2) J Aバンク・セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当 J A の貯金は、J A バンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との 2 重のセーフティネットで守られています。さらに、当 J A の貯金は、J A バンク兵庫として組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するために構築された「兵庫県版 J A バンク・セーフティネット」によっても守られています。

◇「J A バンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J A バンク会員（J A ・信連・農林中金）総意のもと「J A バンク基本方針」に基づき、J A ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J A バンクシステム」といいます。「J A バンクシステム」は、J A バンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の 2 つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J A バンクの健全性を確保し、J A 等の経営破綻を未然に防止するための J A バンク独自の制度です。具体的には、

(1) 個々の J A 等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国の J A バンクが拠出した「J A バンク支援基金※」等を活用し、個々の J A の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和 2 年 3 月末における残高は 1,659 億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J A バンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一の J A バンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和 2 年 3 月末現在で 4,417 億円となっています。

◇兵庫県版 J A バンク・セーフティネット

J A バンク兵庫では、組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するため、「兵庫県版 J A バンク・セーフティネット」を構築しています。兵庫県内の J A は、J A バンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国水準を上回る本県独自のルールにより取り組んでいます。

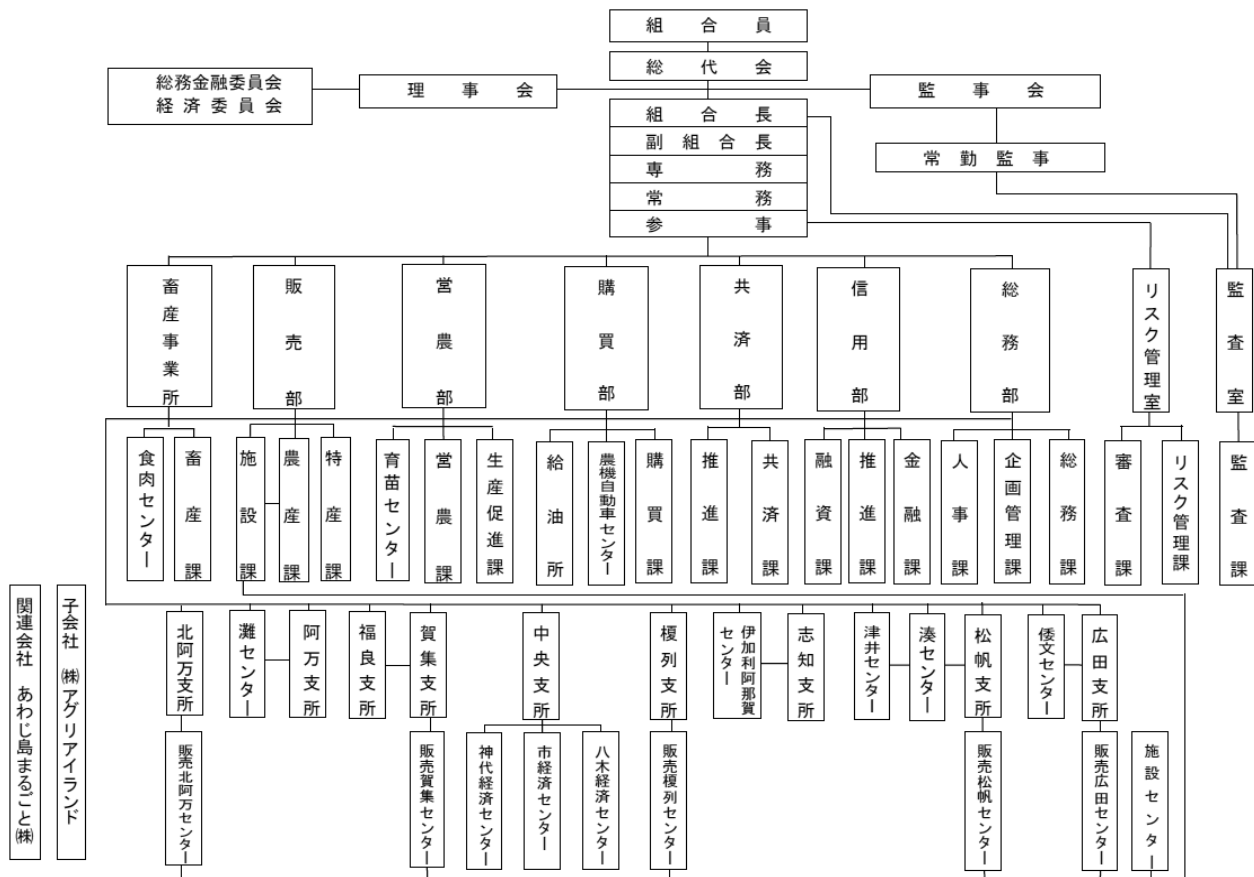
【JAの概要】

1. 沿革・あゆみ

H2. 4. 1 あわじ島農協発足
H2. 7. 1 湊支所野菜集出荷場竣工
H3. 4. 12 松帆センター野菜選果貯蔵施設竣工
H3. 9. 19 広田ライスセンター増設工事竣工
H4. 1. 23 志知、神代、賀集支所レタス封函施設完成
H4. 2. 27 神代、阿万支所購買倉庫竣工
H5. 3. 27 伊加利、阿那賀総合集荷場竣工
H5. 11. 30 貯金残高1, 000億円達成
H6. 2. 28 市購買倉庫、事務所竣工
H6. 3. 30 八木支所レタス共同選果集出荷場竣工
H6. 8. 24 志知ライスセンター増設工事竣工
H7. 1. 17 阪神淡路大震災
H7. 4. 15 JA住宅事業始める
H7. 9. 6 松帆支所事務所購買倉庫竣工
H8. 4. 17 広田給油所竣工
H8. 6. 29 長期共済5, 000億円達成
H9. 3. 8 倭文支所会議室並びに集出荷場竣工
H9. 8. 26 神代センター竣工
H10. 2. 19 野菜残渣処理施設竣工
H10. 3. 17 無人ヘリコプター導入
H10. 8. 22 育苗センター竣工
H14. 3. 14 野菜育苗施設竣工
H14. 4. 15 神代支所事務所竣工
H15. 2. 3 賀集福良地区野菜貯蔵施設竣工
H16. 3. 26 広田・倭文センター竣工
H16. 10. 1 神代支所レタス封函施設能力増強工事完成
H17. 2. 18 施設センター玉葱選果施設能力増強工事完成
H17. 4. 1 北阿萬農業協同組合と合併、北阿万支所開所
H17. 10. 1 三原郡畜産農業協同組合連合会を承継
H17. 10. 28 志知支所上屋完成
H17. 12. 5 八木支所たまねぎ撰果場改修並びに撰果機更新
H19. 3. 6 第2育苗センター（野菜育苗施設）竣工
H19. 9. 26 市支所レタス封函施設竣工
H19. 10. 2 榎列センター集出荷施設竣工
H20. 4. 21 津井支所事務所竣工
H20. 11. 14 松帆予冷センター能力増強工事竣工
H21. 5. 20 榎列支所事務所竣工
H22. 5. 27 阿万支所事務所竣工
H23. 3. 11 東日本大震災
H23. 5. 11 賀集センター玉葱撰果施設竣工
H23. 5. 12 八木支所レタス封函施設竣工
H24. 9. 19 農機・自動車センター拡幅用地取得
H24. 12. 21 松帆センター玉葱撰果施設竣工
H25. 3. 29 淡路島酪農協本所跡地取得
H26. 10. 30 松帆予冷センター野菜保冷库整備工事竣工
H27. 2. 27 玉葱根葉切機、大型コンテナ取得
H27. 3. 31 北阿万支所事務所竣工
H27. 9. 2 志知ライスセンター竣工
H28. 3. 23 貯金残高2, 000億円達成
H28. 3. 24 園芸用ハウス竣工
H28. 8. 29 店舗機能再構築実施
H29. 5. 29 北阿万センター乾燥冷蔵施設 竣工
H31. 3. 28 本所敷地と市道の付け替え整備完了
R3. 3. 25 新本所会館竣工

2. 機構図

(令和3年6月現在)



3. 組合員数

(単位:人、団体)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
正組合員	5,667	5,735	△68
個 人	5,652	5,721	△69
法 人	15	14	1
准組合員	3,659	3,596	63
個 人	3,626	3,562	64
法 人	33	34	△1
合 計	9,326	9,331	△5

4. 組合員組織の状況

(単位:人)

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
米 麦 部 会	1,637	菊 部 会	3
た ま ね ぎ 部 会	1,774	和 牛 部 会	218
はくさい、キャベツ部会	1,667	農 会 長 会	189
レ タ ス 部 会	1,512	青 色 申 告 部 会	1,189
ト マ ト 部 会	7	各 種 研 究 会	200
し き み 部 会	12	花 苗 部 会	5
枇 杷 部 会	12	黒 岩 水 仙 部 会	8
花 卉 部 会	6	年 金 友 の 会	8,697

5. 地区一覧

(令和3年6月末現在)

南あわじ市…本 所

緑 地区(第1区)…広田支所 倭文センター

西淡地区(第2区)…松帆支所 湊センター 津井センター 伊加利阿那賀センター 志知支所

三原地区(第3区)…榎列支所 中央支所 中央支所八木経済センター 中央支所市経済センター
中央支所神代経済センター

南淡地区(第4区)…賀集支所 福良支所 阿万支所 灘センター 北阿万支所

6. 役員構成(役員一覧)

(令和3年3月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	森 紘 一	理 事	富 山 勝 己
代表理事副組合長	村 本 任	〃	服 部 祐 治
常 務 理 事	眞 野 和 典	〃	馬 野 均
常 務 理 事	川 本 啓 二	〃	齊 藤 勝 治
理 事	榎 本 繁 秋	〃	白 川 純 子
〃	林 政 弘	〃	阿 部 千 晃
〃	道 上 延 彦	〃	福 田 昌 宏
〃	原 由 美	代 表 監 事	西 條 眞 守
〃	松 本 昇	常 勤 監 事	坂 部 信 行
〃	原 口 和 幸	員 外 監 事	高 川 欣 士
〃	山 野 均	監 事	三 原 健 作

(令和3年6月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	原 口 和 幸	理 事	船 本 泰 生
副組合長理事	道 上 延 彦	〃	田 浦 昇
常 務 理 事	眞 野 和 典	〃	三 原 賀 代 子
常 務 理 事	川 本 啓 二	〃	原 口 守 博
理 事	馬 野 均	〃	乙 井 康 弘
〃	西 條 眞 守	〃	阿 部 千 晃
〃	坂 東 昌 範	〃	立 川 善 久
〃	豊 田 悦 次	代 表 監 事	清 川 光 博
〃	山 口 誠 治	常 勤 監 事	坂 部 信 行
〃	木 田 朱 美	員 外 監 事	高 川 欣 士
〃	齊 藤 勝 治	監 事	長 谷 光 登

7. 職員数

(単位:人)

区 分	男 性	女 性	合 計
参 事	0 (0)	0 (0)	0 (0)
一 般 職 員	192 (28)	110 (46)	302 (74)
営 農 指 導 員	25 (1)	0 (0)	25 (1)
生 活 指 導 員	0 (0)	1 (0)	1 (0)
合 計	217 (29)	111 (46)	328 (75)

(注) 1. () はうち常用臨時雇用者です。

8. 事務所の名称及び所在地

(令和3年6月現在)

店舗及び事務所名	所 在 地	電話番号	A T M (現金自動化機器) 設置・稼働状況
本所	南あわじ市市青木 1 8 の 1	42-5200	平日/土/日/祝
中央支所	南あわじ市市青木 1 8 の 1	42-0024	平日/土/日/祝
広田支所	南あわじ市広田広田 3 2 1	45-1041	平日/土/日/祝
倭文センター	南あわじ市倭文庄田 4 7 0 の 3	46-0531	平日/土/日/祝
松帆支所	南あわじ市松帆高屋 9 8 の 1	36-2666	平日/土/日/祝
湊センター	南あわじ市湊 5 3 6 の 8	36-2066	平日/土/日/祝
津井センター	南あわじ市津井 1 2 2 9 の 8	38-0210	平日/土/日/祝
伊加利阿那賀センター	南あわじ市伊加利 5 6 9 の 2	39-0167	平日/土/日/祝
志知支所	南あわじ市志知鉦 1 0 0	36-5260	平日/土/日/祝
榎列支所	南あわじ市榎列大榎列 1 9 0 の 1	42-2026	平日/土/日/祝
中央支所八木経済センター	南あわじ市八木鳥井 4 4 0 の 2	42-0020	平日/土/日/祝
中央支所市経済センター	南あわじ市市三條 8 6 0 の 1	42-0018	設置なし
中央支所神代経済センター	南あわじ市神代地頭方 1 4 6 2	42-0022	平日/土/日/祝
賀集支所	南あわじ市賀集 1 1 5 6	54-0831	平日/土/日/祝
福良支所	南あわじ市福良乙 6 3	52-1230	平日/土/日/祝
阿万支所	南あわじ市阿万下町 4 6 6 の 1	55-0345	平日/土/日/祝
灘センター	南あわじ市灘円実 1 2 8 の 1 の 2	56-0301	平日/土/日/祝
北阿万支所	南あわじ市北阿万新田中 6 6 の 1	55-0560	平日/土/日/祝
農機自動車センター	南あわじ市神代地頭方 1 5 4 4 の 3	42-0513	設置なし
給油所	南あわじ市市青木 1 8 の 1 ほか	42-5216	設置なし
施設センター	南あわじ市市徳長 6 5 1 の 1	42-0574	設置なし
ライスセンター	南あわじ市志知中島 5 1 8	42-0300	設置なし
予冷センター	南あわじ市志知中島 5 1 8 ほか		設置なし
育苗センター	南あわじ市松帆高屋 1 0 6 ほか	36-0601	設置なし
玉葱撰果場	南あわじ市広田広田コヤノ谷 1 2 7 1 の 1 ほか	45-1221	設置なし
集出荷場	南あわじ市広田広田コヤノ谷 1 2 7 1 の 1 ほか	45-1221	設置なし
畜産事業所	南あわじ市賀集 1 1 5 6	42-5225	設置なし

店舗外 A T M 設置場所

店舗及び事務所名	所 在 地	電話番号	A T M (現金自動化機器) 設置・稼働状況
くつろぎプラザシーパ	南あわじ市湊 1 1 0	—	平日/土/日/祝
S P パルティ	南あわじ市市円行寺 1 5 0	—	平日/土/日/祝
イオン南淡路店	南あわじ市賀集八幡北 3 7 8 - 1	—	平日/土/日/祝
美菜恋来屋	南あわじ市八木養宜上 1 4 0 8	—	平日/土/日/祝
南あわじ市役所前	南あわじ市市善光寺 2 2 - 1	—	平日/土/日/祝

9. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項ありません。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目		令和2年度	令和元年度
資 産 の 部		(令和3年3月31日)	(令和2年3月31日)
1	信用事業資産	215,035	212,664
	(1) 現金	343	443
	(2) 預金	186,660	184,333
	系統預金	186,578	184,259
	系統外預金	82	73
	(3) 有価証券	3,127	2,963
	地方債	989	999
	社債	2,138	1,963
	(4) 貸出金	23,757	23,782
	(5) その他の信用事業資産	1,206	1,237
	未収収益	32	37
	その他の資産	1,173	1,200
	(6) 貸倒引当金	△61	△96
2	共済事業資産	19	13
3	経済事業資産	2,467	2,632
	(1) 経済事業未収金	607	745
	(2) 経済受託債権	477	611
	(3) 棚卸資産	442	469
	購買品	397	429
	その他の棚卸資産	44	39
	(4) その他の経済事業資産	953	826
	(5) 貸倒引当金	△13	△20
4	雑資産	399	338
5	固定資産	5,585	4,749
	(1) 有形固定資産	5,578	4,745
	建物	4,805	4,959
	機械装置	2,501	2,572
	土地	2,649	2,768
	リース資産	150	150
	建設仮勘定	1,298	49
	その他の有形固定資産	1,459	1,459
	減価償却累計額	△7,285	△7,214
	(2) 無形固定資産	7	4
6	外部出資	13,343	10,704
	(1) 外部出資	13,343	10,704
	系統出資	13,115	10,482
	系統外出資	208	201
	子会社等出資	20	20
	(2) 外部出資等損失引当金	△0	△0
7	前払年金費用	0	—
8	繰延税金資産	134	85
	資 産 の 部 合 計	236,985	231,188

科 目 負 債 の 部	令和２年度	令和元年度
	(令和３年３月３１日)	(令和２年３月３１日)
1 信用事業負債	2 1 5, 4 2 7	2 1 0, 9 1 6
(1) 貯金	2 1 4, 8 2 3	2 1 0, 4 9 6
(2) 借入金	1 4	1 8
(3) その他の信用事業負債	5 8 9	4 0 1
未払費用	7 9	8 3
その他の負債	5 1 0	3 1 8
2 共済事業負債	5 0 4	4 8 0
(1) 共済資金	2 0 7	1 9 4
(2) 未経過共済付加収入	2 8 2	2 7 2
(3) その他の共済事業負債	1 5	1 3
3 経済事業負債	1, 7 1 0	1, 7 7 6
(1) 経済事業未払金	7 2 0	7 1 0
(2) 経済受託債務	2 4 8	3 9 3
(3) その他の経済事業負債	7 4 1	6 7 1
4 設備借入金	-	2
5 雑負債	1, 5 7 8	2 7 1
(1) 未払法人税等	1 2 7	3 0
(2) リース債務	2 3	4 6
(3) 資産除去債務	3 2	3 2
(4) その他の負債	1, 3 9 4	1 6 1
6 諸引当金	2 1 5	3 7 8
(1) 賞与引当金	1 8 5	1 7 7
(2) 退職給付引当金	-	1 7 6
(3) 役員退職慰労引当金	3 0	2 4
負債の部合計	2 1 9, 4 3 6	2 1 3, 8 2 5
純資産の部		
1 組合員資本	1 7, 4 5 9	1 7, 2 4 8
(1) 出資金	3, 9 2 4	3, 9 4 3
(うち後配出資金)	(3 6)	(3 6)
(2) 資本準備金	4 1	4 1
(3) 利益剰余金	1 3, 5 0 4	1 3, 2 7 2
利益準備金	4, 4 1 6	4, 3 1 6
その他利益剰余金	9, 0 8 8	8, 9 5 6
信用事業基盤強化積立金	1, 0 8 9	1, 0 6 9
施設整備積立金	1, 7 6 0	1, 7 4 0
農業経営安定積立金	7 3 8	8 5 5
合併記念事業積立金	2 2	2 2
災害対策積立金	3 9 1	4 0 0
農業振興積立金	3 9	4 4
特別積立金	4, 2 1 3	4, 2 1 3
当期末処分剰余金 (又は当期末処理損失金)	8 3 4	6 1 2
(うち当期剰余金 (又は当期損失金))	(3 8 7)	(2 0 8)
(4) 処分未済持分	△ 1 1	△ 9
2 評価・換算差額等	8 8	1 1 3
その他有価証券評価差額金	8 8	1 1 3
純資産の部合計	1 7, 5 4 8	1 7, 3 6 2
負債及び純資産の部合計	2 3 6, 9 8 5	2 3 1, 1 8 8

2. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和2年度	令和元年度
	(令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日)	(平成31年4月1日 ~ 令和2年3月31日)
1. 事業総利益	2,949	2,744
事業収益	9,539	9,922
事業費用	6,589	7,177
(1) 信用事業収益	1,645	1,695
資金運用収益	1,599	1,643
(うち預金利息)	(1,054)	(1,054)
(うち有価証券利息)	(37)	(44)
(うち貸出金利息)	(284)	(299)
(うちその他受入利息)	(223)	(244)
役務取引等収益	27	26
その他事業直接収益	0	0
その他経常収益	18	25
(2) 信用事業費用	347	399
資金調達費用	149	158
(うち貯金利息)	(144)	(152)
(うち給付補填備金繰入)	(2)	(2)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(2)	(2)
役務取引等費用	3	3
その他経常費用	194	237
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(△34)	(△1)
信用事業総利益	1,298	1,296
(3) 共済事業収益	698	722
共済付加収入	642	663
その他の収益	55	59
(4) 共済事業費用	64	71
共済推進費	42	50
共済保全費	8	8
その他の費用	13	11
共済事業総利益	633	651
(5) 購買事業収益	5,509	5,895
購買品供給高	5,236	5,612
購買手数料	169	183
修理サービス料	89	85
その他の収益	13	14
(6) 購買事業費用	4,855	5,305
購買品供給原価	4,718	5,133
購買供給費	38	48
修理サービス費	74	82
その他の費用	23	40
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(△5)	(1)
(うち貸倒損失)	0	(一)
購買事業総利益	654	589
(7) 特産事業収益	1,081	912
特産買取販売品販売高	303	153
特産手数料	184	190
特産収益	521	501
その他の収益	72	67
(8) 特産事業費用	841	889
特産買取販売品販売原価	243	126
特産費用	593	748
その他の費用	4	14
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(△0)	(0)
特産事業総利益	240	23
(9) 農産事業収益	42	34
農産買取販売品販売高	18	—
農産手数料	19	27
その他の収益	4	7
(10) 農産事業費用	25	12
農産買取販売品販売原価	13	—
農産費用	9	12
その他の費用	2	0
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(△0)	0
農産事業総利益	17	22
(11) 畜産事業収益	127	135
その他の収益	127	135
(12) 畜産事業費用	68	63
その他の費用	68	63
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	0	(△0)
畜産事業総利益	59	71

(単位:百万円)

科 目	令和2年度 (令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日)	令和元年度 (平成31年4月1日 ~ 令和2年3月31日)
(13) 保管事業収益	16	21
(14) 保管事業費用	9	10
(うち貸倒引当金繰入額(△戻入益))	(△0)	(△0)
保管事業総利益	7	10
(15) 利用事業収益	774	892
施設センター収益	393	485
ライスセンター収益	34	40
予冷センター収益	144	152
育苗センター収益	194	191
その他利用事業収益	7	21
(16) 利用事業費用	720	794
施設センター費用	395	447
ライスセンター費用	41	46
予冷センター費用	108	113
育苗センター費用	165	169
その他利用事業費用	9	17
利用事業総利益	53	98
(17) 郵便窓口業務収益	0	0
(18) 郵便窓口業務費用	—	—
郵便窓口業務総利益	0	0
(19) 指導事業収入	35	37
(20) 指導事業支出	49	56
指導事業収支差額	△14	△19
2. 事業管理費	2,230	2,458
(1) 人件費	1,739	1,974
(2) 業務費	221	198
(3) 諸税負担金	84	96
(4) 施設費	168	171
(5) その他事業管理費	16	17
事業利益	719	285
3. 事業外収益	182	165
(1) 受取雑利息	4	5
(2) 受取出資配当金	125	122
(3) 賃貸料	18	18
(4) 雑収入	34	18
4. 事業外費用	171	125
(1) 支払雑利息	1	1
(2) 寄付金	0	0
(3) ブランド奨励金	4	18
(4) コロナ対策支援金	82	—
(5) 経営安定対策金	78	77
(6) 合併記念事業費	0	27
(7) 雑損失	2	—
経常利益	730	325
5. 特別利益	109	0
(1) 固定資産処分益	4	0
(2) 一般補助金	2	—
(3) ガス事業譲渡益	102	—
6. 特別損失	358	66
(1) 固定資産処分損	149	7
(2) 固定資産圧縮損	2	—
(3) 減損損失	206	58
税引前当期利益	480	260
法人税・住民税及び事業税	155	56
過年度法人税等還付税額	△23	—
法人税等調整額	△39	△4
法人税等合計	92	52
当期剰余金	387	208
当期首繰越剰余金	271	293
農業経営安定積立金取崩	161	77
農業振興積立金取崩	4	5
災害対策積立金取崩	8	—
合併記念事業積立金取崩	0	27
当期未処分剰余金	834	612

3. 注記表

令和2年度注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

ア 子会社株式等及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

イ その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

・時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しています。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち、金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品（肥料、農薬等の単品・数量管理品）	総平均法に基づく原価法
購買品（農機部品等の売価管理品）	売価還元法に基づく原価法
購買品（農機具）	個別法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェアについては当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等で算出した金額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の実質が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金（前払年金費用）

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。なお、当期末は年金資産の見込額が退職給付債務を上回ったため、その差額を前払年金費用として資産の部に計上しています。

退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。

(5) 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また金額の全くないものは「－」で表示しています。

(6) その他計算書類等作成のための基本となる重要な事項

【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。

改正された企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴い、今年度から新たに「事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法」に関する事項を記載しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

農業協同組合法施行規則の改正および「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号）の適用に伴い、当事業年度より重要な会計上の見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 134,570千円

② その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和元年6月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 206,613千円

② その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和元年6月に作成した中期経営計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出してしております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。(百万円)

項 目	金 額
建 物	535
機 械 装 置	1,199
土 地	168
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	33
無 形 固 定 資 産	0
合 計	1,937

平成10年4月1日以降における固定資産の補助金の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金1,800百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 2百万円

子会社等に対する金銭債務の総額 45百万円

【貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳】

(4) 破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(百万円)

項 目	金 額
破 綻 先 債 権	—
延 滞 債 権	285
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	285

(注) 1. 破綻先債権(1)

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

2. 延滞債権(2)

未収利息不計上貸出金であって、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。

3. 3カ月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（(1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。）です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

「子会社等との取引高」

(1) 子会社等との取引による収益総額	27 百万円
うち事業取引高	23 百万円
うち事業取扱高以外の取引高	3 百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	263 百万円
うち事業取引高	206 百万円
うち事業取扱高以外の取引高	56 百万円

「減損損失」

(3) 減損損失に関する注記

① グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、信用共済・経済事業については支所ごと、金融事業を譲渡した経済センターは近隣の支所との密接な関連があり、経済センターを組合員が利用することによって、近隣支所のキャッシュフロー生成に寄与していると考えられるため支所グループとして区分しています。また、本所のみならず、給油所、農機自動車センター、施設センター、育苗センター、および畜産事業所はJA全体のキャッシュフロー生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

② 減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

場 所	八木事務所	市事務所	市支所グループ
用 途	信用・共済事務所 遊休資産	信用・共済事務所 遊休資産	事業用資産
種 類	建物	建物	土地・建物ほか
そ の 他	令和3年5月統合後、 遊休資産となるため	令和3年5月統合後、 遊休資産となるため	—
金 額	8 百万円 (うち建物 8 百万円)	14 百万円 (うち建物 13 百万円)	119 百万円 (うち土地 106 百万円) (うち建物 8 百万円)
場 所	本所会館	湊事務所	阿那賀事務所
用 途	遊休資産	遊休資産	遊休資産
種 類	建物	土地・建物ほか	土地・建物
そ の 他	令和3年5月移転後、 遊休資産となるため	—	—
金 額	40 百万円 (うち建物 37 百万円)	14 百万円 (うち土地 7 百万円) (うち建物 7 百万円)	8 百万円 (うち土地 3 百万円) (うち建物 4 百万円)

③ 減損損失に至った経緯

- ・八木支所・市支所事務所については組織再編により八木・市・神代支所の信用・共済事業が中央支所に統合されることに伴い、当該事務所が遊休資産となるため、処分可能額で評価し、減損損失を認識しております。
- ・市支所グループについて、組織再編により八木・市・神代支所の信用・共済事業が中央支所に統合されることに伴い、使用用途の変更により減損の兆候ありとみなし、減損の認識判定を行った結果、市支所グループの減損を認識しました。
- ・本所会館については新本所会館の新築・移転により当該建物が遊休資産となるため、処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。
- ・湊事務所・阿那賀事務所については使用頻度の低下に伴い、遊休資産となるため、処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。

④ 回収可能額の算定方法等

回収可能額は正味売却可能額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。

6. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また有価証券はすべて債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券

ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が76百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

（1）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています (百万円)

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	186,660	186,670	9
有価証券 その他有価証券	3,127	3,127	—
貸出金	23,757		
貸倒引当金(*1)	△61		
貸倒引当金控除後	23,696	24,602	905
資 産 計	213,484	214,400	915
貯金	214,823	214,914	90
負 債 計	214,823	214,914	90

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（2）金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

取引金融機関から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（3）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報には含まれていません。

外部出資	貸借対照表計上額	13,343 百万円
------	----------	------------

市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

外部出資に対応する、外部出資等損失引当金0百万円を控除して表示しています。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(百万円)

項 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	186,660	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—	700	300	300	100	1600
貸出金(*1, 2)	2,608	1,486	1,403	1,237	1,095	15,909
合 計	189,269	2,186	1,703	1,537	1,195	17,509

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）613 百万円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 16 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(百万円)

項 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	203,315	5,259	6,009	130	76	32

要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(百万円)

項 目	取得原価または 償却原価	貸借対照表計上額	評価差額（*）
貸借対照表計上額が取得原価 または償却原価を超えるもの	地方債	904	989
	社 債	1,400	1,446
	小 計	2,305	2,435
貸借対照表計上額が取得原価 または償却原価を超えないもの	地方債	—	—
	社 債	700	692
	小 計	700	692
合 計	3,005	3,127	122

*上記評価差額から繰延税金負債 33 百万円を差し引いた額 88 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会、㈱りそな銀行、三菱ＵＦＪ信託銀行㈱との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は 29 百万円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金（前払年金費用）の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

項 目	金 額
①期首における退職給付引当金	176
②退職給付費用	△91
③退職給付の支払額	△4
④確定給付型年金制度への拠出金	△81
⑤期末における退職給付引当金（前払年金費用）	△0

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

(百万円)

項 目	金 額
①退職給付債務	1,732
②確定給付型年金制度の積立金	△1,733
③未積立退職給付債務（①＋②）	△0
前払年金費用	0

(4) 退職給付に関連する損益 (百万円)

項 目	金 額
① 勤務費用	△91
② 臨時に支払った割増退職金	2
退職給付費用 (①+②)	△88

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金 0 百万円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 22 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 3 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 260 百万円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は、次のとおりです。

主な内訳		当期末
繰延税金資産	役員退職慰労引当金	8
	賞与引当金	50
	賞与引当金未払社会保険料	8
	固定資産減損損失（土地）	57
	固定資産減損損失（土地以外）	27
	資産除去債務	9
	未払事業税	10
	本所解体費用	30
	コロナ対策支援金	22
	そ の 他	6
	小 計	231
	評価性引当額	△61
合 計		169
繰延税金負債	その他有価証券	△33
	固定資産（資産除去債務）	△0
	そ の 他	△0
	合 計	△35
繰延税金資産の純額		134

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因 (%)

項 目		当 期 末
法定実効税率		27.46
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.42
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.57
	事業分量配当金	△4.69
	住民税均等割	0.49
	評価性引当金の増減	4.07
	税額控除	△0.87
	過年度法人税等還付税額	△4.91
	そ の 他	△0.09
税効果会計適用後の法人税等の負担率		19.30

10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書は、連結キャッシュ・フロー計算書にて記載しております。

令和元年度注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法

① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

ア 子会社株式等及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しています。

イ その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。

・時価のないもの

移動平均法による原価法により評価しています。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち、金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚 卸 資 産 の 種 類	評 価 方 法
購買品（肥料、農薬等の単品・数量管理品）	総平均法に基づく原価法
購買品（農機部品等の売価管理品）	売価還元法に基づく原価法
購買品（農機具）	個別法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、ソフトウェアについては当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価格から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の実質が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。

すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。

(5) 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満は切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また金額の全くないものは「－」で表示しています。

2. 表示方法の変更に係る注記

損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

3. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。(百万円)

項 目	金 額
建 物	535
機 械 装 置	1,206
土 地	168
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	33
無 形 固 定 資 産	0
合 計	1,944

平成10年4月1日以降における固定資産の補助金の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金1,800百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額 4百万円
子会社等に対する金銭債務の総額 64百万円

【貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳】

(4) 破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(百万円)

項 目	金 額
破 綻 先 債 権	—
延 滞 債 権	352
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	352

(注) 1. 破綻先債権(1)

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

2. 延滞債権(2)

未収利息不計上貸出金であって、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金です。

3. 3カ月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 損益計算書に関する注記

「子会社等との取引高」

(1) 子会社等との取引による収益総額 37百万円
うち事業取引高 33百万円
うち事業取扱高以外の取引高 4百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額 333百万円
うち事業取引高 277百万円
うち事業取扱高以外の取引高 56百万円

「減損損失」

(3) 減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、信用共済・経済事業については支所ごと、金融事業を譲渡した経済センターは近隣の支所との密接な関連があり、経済センターを組合員が利用することによって、近隣支所のキャッシュフロー生成に寄与していると考えられるため支所グループとして区分しています。また、本所のみならず、給油所、農機自動車センター、施設センター、育苗センター、および畜産事業所はJA全体のキャッシュフロー生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

②減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

場 所	広田ライスセンター (南あわじ市広田広田1138)
用 途	遊休資産
種 類	土地、建物およびその他
金 額	58百万円 (うち土地 51百万円) (うち建物 7百万円)

③減損損失に至った経緯

上記資産については、ライスセンター再編により遊休資産となっているため、処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。

④回収可能額の算定方法等

回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。

5. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また有価証券はすべて債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.27%上昇したものと想定した場合には、経済価値が124百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています (百万円)

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	184,333	184,352	18
有価証券			
その他有価証券	2,963	2,963	—
貸出金	23,782		
貸倒引当金(*1)	△96		
貸倒引当金控除後	23,686	24,869	1,183
資 産 計	210,983	212,184	1,201
貯金	210,496	210,599	103
負 債 計	210,496	210,599	103

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

取引金融機関から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

外部出資	貸借対照表計上額	10,704 百万円
------	----------	------------

市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

外部出資に対応する、外部出資等損失引当金 0 百万円を控除して表示しています。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(百万円)

項 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	184,333	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	500	—	700	300	300	1,000
貸出金(*1, 2, 3)	2,797	1,453	1,385	1,288	1,126	15,708
合 計	187,631	1,453	2,085	1,588	1,426	16,708

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 743 百万円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 2 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 19 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(百万円)

項 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	194,153	11,695	4,350	162	94	41

要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

項 目	取得原価または 償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価 または償却原価を超えるもの			
債券	2,806	2,963	156
国債	—	—	—
地方債	905	999	93
社債	1,900	1,963	63

*上記評価差額から繰延税金負債 43 百万円を差し引いた額 113 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会、㈱りそな銀行、三菱ＵＦＪ信託銀行㈱との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は 28 百万円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

項 目	金 額
①期首における退職給付引当金	166
②退職給付費用	205
③確定給付型年金制度への拠出金	△195
④期末における退職給付引当金	176

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(百万円)

項 目	金 額
①退職給付債務	1,724
②確定給付型年金制度の積立金	△1,547
③未積立退職給付債務(①+②)	176
退職給付引当金	176

(4) 退職給付に関連する損益

(百万円)

項 目	金 額
③ 勤務費用	205
④ 臨時に支払った割増退職金	5
退職給付費用(①+②)	210

(注) 農林漁業団体職員退職給付金制度への拠出金 0 百万円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 23 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 2 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 267 百万円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は、次のとおりです。

(百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	退職給付引当金	48
	賞与引当金	48
	固定資産減損損失	32
	資産除去債務	8
	未払社会保険料	8
	役員退職慰労引当金	5
	貸倒引当金超過額	11
	未払事業税	3
	そ の 他	5
	小 計	172
繰延税金負債	評価性引当額	△42
	合 計	130
	その他有価証券評価差額金	△43
	固定資産(資産除去債務)	△1
	その他	△0
合 計②		△44
繰延税金資産の純額		85

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(%)

項 目		当 期 末
法定実効税率		27.46
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	6.18
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.45
	事業分量配当金	△8.26
	住民税均等割	0.90
	評価性引当額の増減	2.48
	税額控除	△2.63
	そ の 他	0.30
税効果会計適用後の法人税等の負担率		19.99

9. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書は、連結キャッシュ・フロー計算書にて記載しております。

4. 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	令和2年度	令和元年度
1 当期末処分剰余金	8 3 4	6 1 2
2 任意積立金取崩額	—	—
計	8 3 4	6 1 2
3 剰余金処分数額	5 0 3	3 4 0
(1) 利益準備金	1 0 0	1 0 0
(2) 任意積立金	2 4 3	8 4
特別積立金	—	—
信用事業基盤強化積立	—	2 0
施設整備積立金	5 0	2 0
合併記念事業積立金	—	—
農業経営安定積立金	1 6 1	4 4
災害対策積立金	3 2	—
農業振興積立金	—	—
(3) 出資配当金	7 7	7 7
普通出資に対する配当	7 7	7 7
後配出資に対する配当	—	—
(4) 事業分量配当金	8 2	7 8
4 次期繰越剰余金	3 3 0	2 7 1

(注)

- 普通出資に対する配当金及び後配出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

(1) 普通出資に対する配当の割合	令和2年度	2.0%	令和元年度	2.0%
(2) 後配出資に対する配当の割合	令和2年度	0%	令和元年度	0%
- 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

令和2年度	販売主要品目1kg当たり1.0円、切花1ケース当たり100円、花苗販売金額の0.5%
	米穀1袋当たり100円、和子牛1頭当たり3,000円、スモール1頭当たり500円
	枝肉共済牛1頭当たり500円、枝肉共励会1頭当たり500円、全農出荷肉牛1頭当たり2,000円
令和元年度	販売主要品目1kg当たり1.0円
- 令和2年度 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越金20百万円が含まれています。
令和元年度 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越金11百万円が含まれています。
- 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的及び取崩、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

(単位:百万円)

種 類	積立目的及び取崩基準	積立目標額	積立現在額
信用事業基盤強化積立金	・この積立金は、金融情勢の急激な変化に対応するため、その影響の緩和および信用事業基盤の安定に必要な資金を積み立てる。 ・信用事業総利益が大幅（前年度比10%以上）に減少した場合に減少相当額を取り崩すことができる。	貯金残高の1,000分の5を目標として積立てる。	1,089
施設整備積立金	・この積立金は、建物の建替え、大規模な改修・修繕、新規取得・処分等の施設整備に要する資金を積立てるものとする。 ・建替え・改修・修繕・新規取得・処分に伴う支出、減価償却費の大幅な増加、減損損失が発生した場合に限り理事会の決議により取り崩すことができる。	減価償却資産の取得価格の100分の20を目標として積立てる。（土地は除く）	1,760
合併記念事業積立金	・合併記念事業を実施することを目的に当該事業に必要な額を積立てるものとする。 ・実施事業年度に合併記念事業の経費相当額を取崩すものとする。	100	22
農業経営安定積立金	・農産物価格の下落、災害による生産量の減少などの場合に、生産農家の再生産を可能にする経済的支援を行うために積立てるものとする。 ・市場価格の著しい下落、災害による生産の大幅減少などにより生産農家へ経済的支援を行った場合に支援相当額を取り崩す。	1,000	738
災害対策積立金	・JAおよび組合員に大きな影響を及ぼす地震、台風・集中豪雨等の自然災害の発生および感染症の拡大に備えることを目的とし、必要な資金を積立てる。 ・政令による激甚災害の指定、県による緊急事態措置の発令など重大な事態が発生した場合にJAおよび地域の復興のために支出した経費相当額を取り崩す。	500	391
農業振興積立金	・地域農業の維持・振興を図るために必要な資金を積み立てる。 ・担い手育成支援及び組合員営農施設の設置など地域農業の維持・振興を図るために理事会で定める支援策に基づく支出を行った場合にその相当額を取り崩すことができる。	500	39

※上記積立金の積立基準については、毎年度の当期剰余金を参酌し、計画性のある当期積立金額を、総代会の承認を得て積み立てています。

5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当 J A の令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 3 年 7 月 1 日

あわじ島農業協同組合

代表理事組合長 原口 和幸

6. 会計監査人の監査

令和元年度及び令和2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

7. キャッシュ・フロー計算書（間接法）

Ⅵ 連結情報に連結キャッシュ・フロー計算を掲載しております。

8. 部門別損益計算書

（令和2年度）

（単位：百万円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	9,931	1,645	698	5,954	1,599	33	
事業費用 ②	6,981	347	64	5,108	1,416	44	
事業総利益③(①－②)	2,949	1,298	633	846	182	△10	
事業管理費 ④	2,230	713	421	772	176	146	
(うち減価償却費⑤)	(58)	(25)	(10)	(7)	(1)	(13)	
うち共通管理費 ⑥		146	67	123	26	19	△383
(うち減価償却費⑦)		(8)	(3)	(7)	(1)	(1)	(△21)
事業利益 ⑧(③－④)	719	584	211	73	6	△156	
事業外収益 ⑨	182	63	28	62	14	13	
うち共通分 ⑩		62	28	53	11	8	△164
事業外費用 ⑪	171	1	0	169	0	0	
うち共通分 ⑫		1	0	1	0	0	△3
経常利益 ⑬(⑧＋⑨－⑪)	730	646	239	△33	20	△144	
特別利益 ⑭	109	40	18	36	7	5	
うち共通分 ⑮		40	18	34	7	5	△106
特別損失 ⑯	358	122	56	140	21	16	
うち共通分 ⑰		122	56	103	21	16	△320
税引前当期利益 ⑱ (⑬＋⑭－⑯)	480	564	202	△137	6	△154	
営農指導事業分配賦額 ⑲		—	—	154	—	△154	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲)	480	564	202	△292	6		

※①、②は、各事業相互間の内部損益を除去する前の金額としています。

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分。

（注1）

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等 人頭割＋人件費を除く事業管理費割＋事業総利益割の平均値
- (2) 営農指導事業 農業関連事業の事業総利益割

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。（単位：％）

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共 通 管 理 費 等	38.25	17.56	32.33	6.84	5.02	100.00
営 農 指 導 事 業	0.00	0.00	100.00	0.00		100.00

（注2）

生産農協として営農指導事業の多くが農業関連事業（購買事業・販売事業）に帰属していることを踏まえ、配賦割合100％とし、配賦額154百万円を農業関連事業に配賦しております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益 (事業収益)	11,452	11,166	10,492	10,348	9,931
信用事業収益	1,819	1,785	1,736	1,695	1,645
共済事業収益	800	779	742	722	698
農業関連事業収益	6,484	6,220	5,605	5,751	5,954
その他事業収益	2,347	2,381	2,407	2,178	1,633
経常利益	553	654	602	325	730
当期剰余金	420	498	441	208	387
出資金 (出資口数)	3,982 (3,982,013)	3,970 (3,970,597)	3,941 (3,941,573)	3,943 (3,943,064)	3,924 (3,924,478)
純資産額	16,853	17,100	17,340	17,362	17,548
総資産額	227,425	231,166	230,955	231,188	236,985
貯金等残高	206,613	209,911	209,715	210,496	214,823
貸出金残高	23,298	23,196	23,398	23,782	23,757
有価証券残高	5,704	4,841	3,811	2,963	3,127
剰余金配当金額	200	148	154	155	159
出資配当額	78	78	78	77	77
事業分量配当額	121	69	76	78	82
職員数	355	332	326	326	328
単体自己資本比率	23.08	22.31	21.57	20.83	19.26

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取扱いはありません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」
(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
資金運用収支	1,449	1,485	△35
役務取引等収支	24	22	1
その他信用事業収支	△175	△212	36
信用事業粗利益	1,298	1,296	1
(信用事業粗利益率)	(0.6)	(0.6)	(△ 0.004)
事業粗利益	3,088	2,926	162
(事業粗利益率)	(1.31)	(1.25)	(0.053)
事業純益	858		
実質事業純益	858		
コア事業純益	858		
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	858		

(注)

1. その他信用事業収支＝その他事業直接収益＋その他経常収益－その他事業直接費用－その他経常費用
2. 信用事業粗利益率＝信用事業総利益／信用事業資産平均残高×100
3. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益
＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用
＋事業外収益の受取配当金＋金銭の信託運用見合費用
4. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産平均残高×100
5. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
6. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
7. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
8. コア事業純益（投資信託解約損益を除く）＝コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項 目	令和2年度			令和元年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	215,112	1,599	0.74	213,418	1,643	0.77
うち預金	187,858	1,277	0.68	186,253	1,299	0.69
うち有価証券	2,933	37	1.26	3,239	44	1.37
うち貸出金	24,320	284	1.16	23,924	299	1.25
資金調達勘定	213,947	147	0.06	210,973	155	0.07
うち貯金・定期積金	213,927	147	0.06	210,950	155	0.07
うち借入金	19	0	1.53	22	0	1.49
総資金利ざや	—	—	0.34	—	—	0.31

(注)

1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項 目	令和2年度増減額	令和元年度増減額
受 取 利 息	△44	△31
うち預金	△21	△4
うち有価証券	△7	△11
うち貸出金	△15	△14
支 払 利 息	△7	△33
うち貯金・定期積金	△7	△33
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	△0	△0
差 引	△36	2

(注)

1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

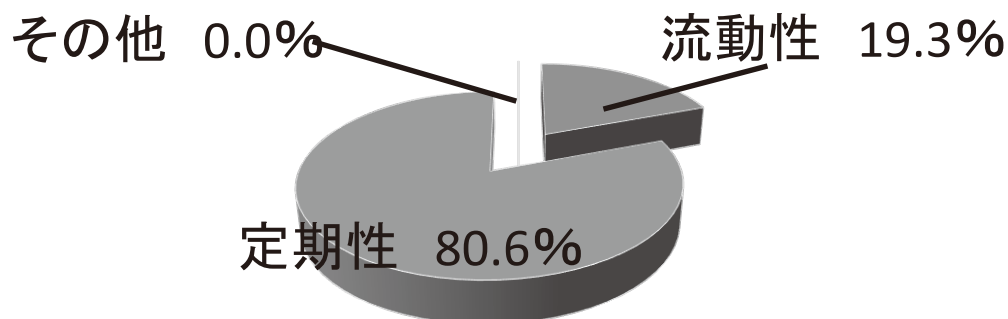
(単位:百万円、%)

種 類	令和2年度		令和元年度		増 減
流動性貯金	46,490	(21.7)	40,813	(19.3)	5,677
定期性貯金	167,364	(78.2)	170,063	(80.6)	△ 2,698
その他の貯金	87	(0.0)	84	(0.0)	3
計	213,942	(100.0)	210,961	(100.0)	2,981
譲渡性貯金	—	(0.0)	—	(0.0)	—
合 計	213,942	(100.0)	210,961	(100.0)	2,981

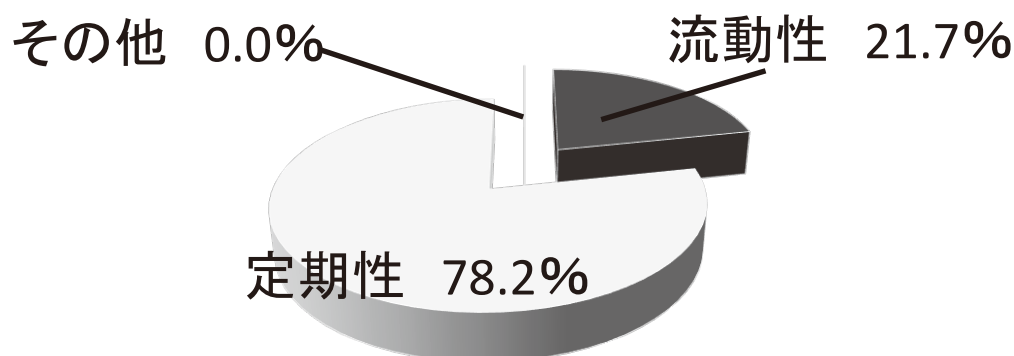
(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。



令和元年度



令和2年度

② 定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和2年度		令和元年度		増 減
定期貯金	162,562	(100.0)	165,047	(100.0)	△ 2,485
うち固定金利定期	162,550	(99.9)	165,034	(99.9)	△ 2,483
うち変動金利定期	11	(0.0)	13	(0.0)	△ 1

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

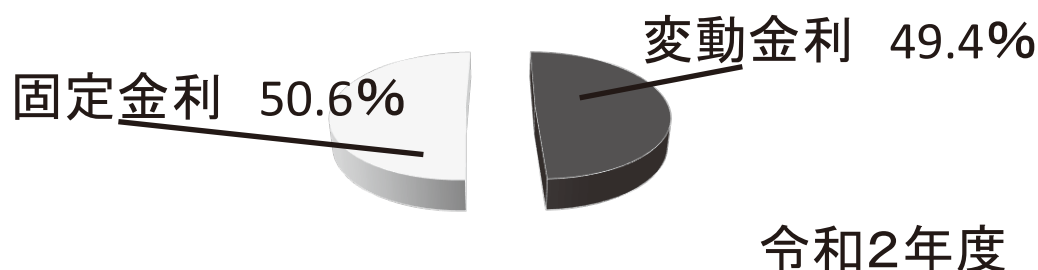
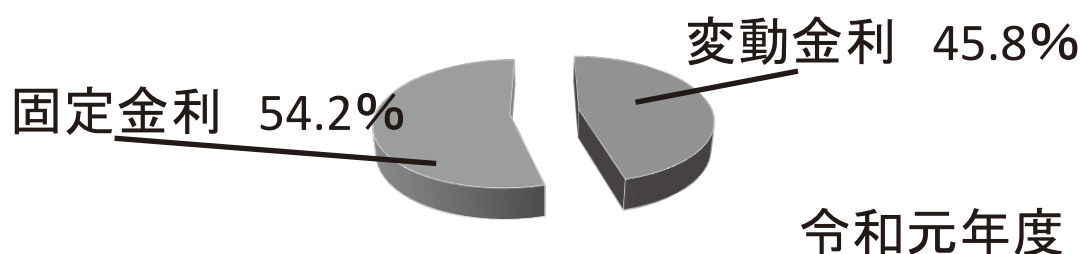
種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
手 形 貸 付	456	502	△ 46
証 書 貸 付	23,190	22,603	586
当 座 貸 越	680	825	△ 145
割 引 手 形	—	—	—
合 計	24,327	23,932	395

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	11,713 (50.6)	12,491 (54.2)	△ 777
変 動 金 利 貸 出	11,428 (49.4)	10,544 (45.8)	883
合 計	23,141 (100.0)	23,035 (100.0)	106

(注) () 内は構成比です。



③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
貯金・定期積金等	601	762	△ 160
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他担保物	—	3	△ 3
小 計	601	765	△ 163
農業信用基金協会保証	16,278	15,380	897
その他保証	1,309	1,182	128
小 計	17,587	16,562	1,025
信用	5,569	6,454	△ 885
合 計	23,757	23,782	△ 24

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
設 備 資 金	20,871 (87.9)	20,488 (86.1)	384
運 転 資 金	2,886 (12.1)	3,294 (13.9)	△ 406
合 計	23,757 (100.0)	23,782 (100.0)	△ 24

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
農業	3,037 (12.7)	2,970 (12.4)	66
林業	21 (0.0)	22 (0.0)	0
水産業	349 (1.4)	292 (1.2)	56
製造業	2,830 (11.9)	2,672 (11.2)	157
鉱業	40 (0.1)	42 (0.1)	△ 1
建設・不動産業	1,871 (7.8)	1,764 (7.3)	108
電気・ガス・熱供給・水道業	510 (2.1)	518 (2.1)	△ 7
運輸・通信業	784 (3.3)	745 (3.1)	38
金融・保険業	1,031 (4.3)	1,296 (5.4)	△ 264
卸売・小売・サービス業・飲食業	4,395 (18.4)	3,847 (16.1)	547
地方公共団体	4,364 (18.3)	4,929 (20.7)	△ 565
非営利法人	— (0.0)	— (0.0)	—
その他	4,520 (19.0)	4,679 (19.6)	△ 159
合 計	23,757 (100.0)	23,782 (100.0)	△ 24

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
農業	1,478	1,350	127
穀作	13	19	△ 6
野菜・園芸	1,165	1,028	137
果樹・樹園農業	12	14	△ 2
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	87	82	4
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	199	205	△ 5
農業関連団体等	—	—	—
合 計	1,478	1,350	127

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
プロパー資金	506	493	13
農業制度資金	972	857	114
農業近代化資金	869	815	54
その他制度資金	102	42	60
合 計	1,478	1,350	127

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位:百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
日本政策金融公庫資金	3	4	△ 0
その他	10	14	△ 3
合 計	14	18	△ 4

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	285	352	△ 67
3ヶ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計 (A)	285	352	△ 67
うち担保・保証付債権額 (B)	284	315	△ 31
担保・保証控除後債権額 (C)	0	36	△ 35
個別計上貸倒引当金残高 (D)	—	34	△ 34
差 引 額 (E) = (C) - (D)	0	1	△ 1
一般計上貸倒引当金残高	63	63	△0

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヶ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

5. 担保・保証付債権額

リスク管理債権額のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の貸出金についての当該担保・保証相当額です。

6. 個別計上貸倒引当金残高

リスク管理債権のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。

7. 担保・保証控除後債権額

リスク管理債権合計額から、担保・保証付債権額を控除した貸出金残高です。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円、%)

債権区分	令和2年度	令和元年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	43	56
危険債権	241	295
要管理債権	—	—
小 計 (A)	285	352
保全額 (合計) (B)	284	350
担 保	63	78
保 証	220	237
引 当	—	34
保全率 (B/A)	99.80	99.47
正常債権	23,486	23,445
合 計	23,771	23,798

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

②危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③要管理債権

3か月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和2年度					令和元年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	63	63	—	63	63	62	63	—	62	63
個別貸倒引当金	53	12	1	51	12	53	53	—	53	53
合 計	116	75	1	115	75	116	117	—	116	117

⑫ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	令和2年度	令和元年度
貸出金償却額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位:千件、百万円)

種 類		令和2年度		令和元年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	39	204	41	181
	金 額	19,239	39,143	21,832	29,265
代金取立為替	件 数	0	0	0	0
	金 額	21	0	44	3
雑為替	件 数	0	0	0	0
	金 額	1,943	378	2,188	336
合 計	件 数	40	206	42	182
	金 額	21,205	39,521	24,066	29,605

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
国 債	—	66	△ 66
地 方 債	908	915	△ 7
政府保証債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	2,025	2,258	△ 233
株 式	—	—	—
その他の証券	—	—	—
合 計	2,933	3,239	△ 306

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超3年 以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合 計
令和2年度								
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	320	327	—	342	—	989
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	1,020	105	—	420	592	—	2,138
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和元年度								
国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 債	—	—	325	331	—	343	—	999
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	504	718	310	106	322	—	—	1,963
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の債券]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位:百万円)

	種類	令和2年度			令和元年度		
		取得原価 又は償却原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価 又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償 却原価を 超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	2,305	2,435	130	2,806	2,963	156
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	904	989	84	905	999	93
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,400	1,446	45	1,900	1,963	63
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	2,305	2,435	130	2,806	2,963	156
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償 却原価を 超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	700	692	△ 7	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	700	692	△ 7	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	700	692	△ 7	—	—	—
合計		3,005	3,127	122	2,806	2,963	156

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済事業

(1) 長期・年金共済契約高・保有契約高

(単位:百万円)

種 類		令和2年度		令和元年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	3,495	130,314	3,919	139,994
	定期生命共済	346	881	44	561
	養老生命共済	752	36,191	792	40,969
	うちこども共済	461	9,558	369	9,708
	医療共済	—	1,071	8	1,236
	がん共済	—	517	—	545
	定期医療共済	—	747	—	804
	介護共済	290	2,627	236	2,425
	年金共済	—	190	—	205
建物更生共済		21,093	208,493	27,800	210,577
合 計		25,977	381,034	32,802	397,319

(注)

1. 「金額」欄は、保障金額（「がん共済」にあつてはがん死亡共済金額とし、「医療共済」及び「定期医療共済」にあつては死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む。）とし、「年金共済」にあつては付加された定期特約金額とする。）です。

2. 「生命総合共済」欄は、生命総合共済開始以前に契約された養老生命、こども、終身、年金の各共済種類について、合算して記載しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位:百万円)

種 類	令和2年度		令和元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	1	43	1	43
がん共済	0	11	1	12
定期医療共済	—	1	—	1
合 計	1	56	2	56

(注) 「金額」欄は、入院共済金額です。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位:百万円)

種 類	令和2年度		令和元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	338	3,751	259	3,598
生活障害共済(一時金型)	1,320	4,048	2,068	3,185
生活障害共済(定期年金型)	34	108	42	85
特定重度疾病共済	617	617		

(注) 「保有高」欄は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額です。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位:百万円)

種 類	令和2年度		令和元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	385	2,673	370	2,432
年金開始後	—	1,210	—	1,239
合 計	385	3,883	370	3,672

(注) 「金額」欄は、年金金額（予定利率変動型年金にあつては、最低保証年金額）です。

(5) 短期共済新契約高

(単位:百万円)

種 類	令和2年度		令和元年度	
	保障金額	掛金	保障金額	掛金
火災共済	14,524	10	14,439	10
自動車共済		581		578
傷害共済	21,452	20	44,660	22
団体定期生命	—	—	—	—
定額定期生命	4	0	4	0
賠償責任共済		0		0
自賠責共済		132		153
合 計		746		765

(注)

1. 「金額」欄は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

(単位: %)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
総資産経常利益率	0.30	0.14	0.16
資本経常利益率	4.25	1.90	2.35
総資産当期純利益率	0.16	0.08	0.08
資本当期純利益率	2.26	1.21	1.05

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位: %)

区 分		令和2年度	令和元年度	増 減
貯貸率	期 末	11.05	11.29	△ 0.24
	期中平均	11.36	11.34	0.02
貯証率	期 末	1.45	1.40	0.05
	期中平均	1.37	1.53	△ 0.16

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	17,300	17,092
うち、出資金及び資本準備金の額	3,966	3,984
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	13,504	13,272
うち、外部流出予定額 (△)	159	155
うち、上記以外に該当するものの額	△ 11	△ 9
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	63	63
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	63	63
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	17,363	17,156
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	5	2
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	2
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	0	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和元年度
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5	2
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)	17,358	17,153
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	84,520	76,720
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,311	△ 1,748
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー (△)	1,311	1,748
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,580	5,615
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	90,100	82,335
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	19.26%	20.83%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		令和2年度			令和元年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 B=A×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	343	-	-	443	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	5,272	-	-	5,838	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	400	40	1	400	40	1
	我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	186,668	37,333	1,493	184,384	36,876	1,475
	法人等向け	1,762	864	34	1,569	769	30
	中小企業等向け及び個人向け	1,923	921	36	1,852	755	30
	抵当権付住宅ローン	56	19	0	58	20	0
	不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
	三月以上延滞等	97	106	4	111	111	4
	取立未済手形	80	16	0	39	7	0
	信用保証協会等保証付	16,168	1,575	63	15,243	1,479	59
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
	共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
	出資等	486	486	19	479	479	19
	(うち出資等のエクスポージャー)	(486)	(486)	(19)	(479)	(479)	(19)
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	上記以外	23,708	44,468	1,778	20,765	37,927	1,517
	(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	(13,730)	(34,327)	(1,373)	(11,390)	(28,475)	(1,139)
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	(170)	(426)	(17)	(130)	(325)	(13)
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	(9,807)	(9,714)	(388)	(9,245)	(9,126)	(365)
	証券化	-	-	-	-	-	-
	(うちS T C要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち非S T C適用分)	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-

(単位:百万円)

		令和2年度			令和元年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 $B=A \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
	(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	1,311	52	-	1,748	69
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	236,968	84,520	3,380	231,188	76,720	3,068
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)		236,968	84,520	3,380	231,188	76,720	3,068
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		A		$B=A \times 4\%$	A		$B=A \times 4\%$
		5,580		223	5,615		224
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
		A		$B=A \times 4\%$	A		$B=A \times 4\%$
		90,100		3,604	82,335		3,292

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置による、リスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額。

8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

			令和２年度					令和元年度				
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	23	23	—		—	22	22	—		—	
	林業	—	—	—		—	—	—	—		—	
	水産業	—	—	—		—	—	—	—		—	
	製造業	501	—	501		—	—	—	—		—	
	鉱業	—	—	—		—	—	—	—		—	
	建設・不動産業	—	—	—		—	—	—	—		—	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,002	—	1,002		—	1,504	—	1,504		—	
	運輸・通信業	100	—	100		—	—	—	—		—	
	金融・保険業	187,960	874	500		—	185,876	1,165	400		—	
	卸売・小売・飲食・サービス業	86	86	—		—	82	82	—		—	
	日本国政府・地方公共団体	5,272	4,364	907		—	5,838	4,930	908		—	
	上記以外	13,343	—	—		—	10,704	—	—		—	
	個人	18,475	18,422	—		97	17,645	17,597	—		111	
	その他	10,203	—	—		—	9,513	—	—		—	
業種別残高計		236,968	23,771	3,011		97	231,188	23,798	2,812		111	
残存期間別	１年以下	187,457	871	—			185,801	988	501			
	１年超３年以下	1,747	745	1,002			1,278	577	700			
	３年超５年以下	1,420	1,016	404			1,839	1232	606			
	５年超７年以下	978	675	303			1,042	639	403			
	７年超１０年以下	1,199	799	400			1,568	1,268	300			
	１０年超	20,202	19,300	901			18,904	18,604	300			
	期限の定めのないもの	23,961	362	—			20,753	486	—			
残存期間別残高計		236,968	23,771	3,011			231,188	23,798	2,812			

（注）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

② 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分		令和2年度						令和元年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金		63	63	—	63	63		62	63	—	62	63	
個別貸倒引当金		53	12	1	51	12		53	53	—	53	53	
法人	農業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	0
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		53	12	1	51	12	—	53	53	—	53	53	—
業 種 別 計		53	12	1	51	12	—	53	53	—	53	53	—

(注)

1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
2. 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

③ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和2年度			令和元年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	—	6,755	6,755	—	7,622	7,622
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	16,150	16,150	—	15,191	15,191
	リスク・ウェイト20%	—	186,918	186,918	—	184,558	184,558
	リスク・ウェイト35%	—	56	56	—	58	58
	リスク・ウェイト50%	1,704	9	1,713	1,504	19	1,523
	リスク・ウェイト75%	—	1,183	1,183	—	1006	1006
	リスク・ウェイト100%	—	11,087	11,087	—	10,793	10,793
	リスク・ウェイト150%	—	76	76	—	78	78
	リスク・ウェイト250%	—	13,027	13,027	—	10,354	10,354
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		1,704	235,264	236,968	1,504	229,684	231,188

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がＡ－またはＡ３以上で、算定基準日に長期格付がＢＢＢ－またはＢaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区 分	令和２年度			令和元年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—		—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	—		—	—	
地方三公社向け	—	—		—	—	
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—		—	—	
法人等向け	15	—		2	—	
中小企業等向け及び個人向け	98	169		132	134	
抵当権住宅ローン	—	—		—	—	
不動産取得等事業向け	—	—		—	—	
三月以上延滞等	—	—		—	—	
証券化	—	—		—	—	
中央精算機関関連	—	—		—	—	
上記以外	92	—		95	—	
合 計	206	169		230	134	

(注)

１．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

２．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

３．「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

４．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

５．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、国債等の安全な有価証券の売買を行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和２年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	13,343	13,343	10,704	10,704
合計	13,343	13,343	10,704	10,704

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

令和２年度			令和元年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

(単位:百万円)

令和２年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位:百万円)

令和２年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際は、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\angle$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は１．25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\angle$ EVEおよび $\angle$ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
該当ありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\angle$ EVEおよび $\angle$ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる
 $\angle$ EVEおよび $\angle$ NIIと大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

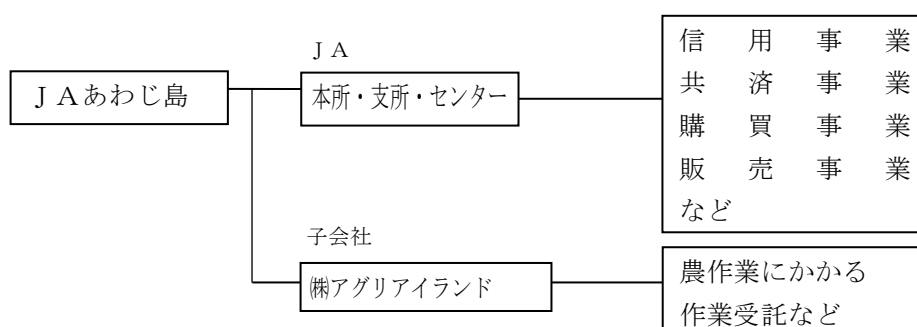
IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
1	上方平行シフト	307	455	0	0
2	下方平行シフト	0	0	1	3
3	スティープ化	708	800		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	708	800	1	3
		令和2年度		令和元年度	
8	自己資本の額	17,358		17,153	

VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

J Aあわじ島のグループは、当 J A、当年度および前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社 1 社で構成されています。



(2) 子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名 称	株式会社 アグリアイランド
主たる営業所又は事務所の所在地	南あわじ市市三条860番地の1
事業の内容	農作業にかかる作業受託など
設立年月日	平成17年6月7日
資本金又は出資金	20百万円
当 J A の 議 決 権 比 率	100%
他の子会社等の議決権比率	100%

(3) 連結事業概況（令和2年度）

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

令和2年度の当 J A の連結決算は、子会社 1 社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常収益 722 百万円、連結当期剰余金 380 百万円、連結純資産 17,571 百万円、連結総資産 236,988 百万円で、連結自己資本比率は 19.25% となりました。

② 連結子会社等の事業概況

株式会社 アグリアイランド

令和2年度は、J A あわじ島と連携し、農作業請負事業等で 332 百万円の取扱いを行いました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、%)

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
連結事業収益	11,502	11,206	10,529	10,397	9,975
信用事業収益	1,819	1,785	1,736	1,695	1,645
共済事業収益	799	779	742	722	697
農業関連事業収益	6,534	6,260	5,642	5,800	5,998
その他事業収益	2,347	2,381	2,407	2,178	1,633
連結経常利益	571	662	610	325	722
連結当期剰余金	435	505	447	207	380
連結純資産額	16,874	17,124	17,371	17,392	17,571
連結総資産額	227,423	231,157	230,947	231,191	236,988
連結自己資本比率	23.08	22.31	21.58	20.85	19.25

(注)

1. 連結当期剰余金は、銀行等の連結当期利益に相当するものです。
2. 連結自己資本比率は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております

(5) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和元年度 (令和2年3月31日)
(資 産 の 部)		
1 信用事業資産	215,042	212,670
(1) 現金及び預金	187,011	184,783
(2) 有価証券	3,127	2,963
(3) 貸出金	23,757	23,781
(4) その他の信用事業資産	1,206	1,237
(5) 貸倒引当金	△ 61	△ 96
2 共済事業資産	19	13
3 経済事業資産	2,438	2,596
(1) 受取手形及び経済事業未収金	605	743
(2) 棚卸資産	444	469
(3) その他の経済事業資産	1,402	1,405
(4) 貸倒引当金	△ 13	△ 20
4 雑資産	406	344
5 固定資産	5,623	4,795
(1) 有形固定資産	5,616	4,791
建物	4,809	4,964
機械装置	2,564	2,635
土地	2,649	2,768
リース資産	150	150
建設仮勘定	1,298	49
その他の有形固定資産	1,469	1,469
減価償却累計額	△ 7,325	△ 7,246
(2) 無形固定資産	7	4
6 外部出資	13,323	10,684
(1) 外部出資	13,323	10,684
(2) 外部出資等損失引当金	△ 0	△ 0
7 前払年金費用	0	—
8 繰延税金資産	134	86
資産の部合計	236,988	231,191

(単位:百万円)

科 目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和元年度 (令和2年3月31日)
(負 債 の 部)		
1 信用事業負債	215,399	210,873
(1) 貯金	214,796	210,453
(2) 借入金	14	18
(3) その他の信用事業負債	589	401
2 共済事業負債	504	480
(1) 共済資金	207	194
(2) その他の共済事業負債	297	285
3 経済事業負債	1,692	1,754
(1) 支払手形及び経済事業未払金	704	690
(2) その他の経済事業負債	988	1064
4 設備借入金	—	2
5 雑負債	1,604	308
6 諸引当金	215	378
(1) 賞与引当金	185	177
(2) 退職給付に係る負債	—	176
(3) 役員退職慰労引当金	30	24
負債の部合計	219,417	213,798
(純 資 産 の 部)		
1 組合員資本	17,482	17,278
(1) 出資金	3,924	3,943
(2) 資本剰余金	41	41
(3) 利益剰余金	13,527	13,303
(4) 処分未済持分	△ 11	△ 9
2 評価・換算差額等	88	113
(1) その他有価証券評価差額金	88	113
純資産の部合計	17,571	17,392
負債及び純資産の部合計	236,988	231,191

(6)連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和元年度
	(令和2年4月1日～令和3年3月31日)	(平成31年4月1日～令和2年3月31日)
1 事業総利益	3,019	2,831
(1) 信用事業収益	1,645	1,695
資金運用収益	1,599	1,643
(うち預金利息)	(1,054)	(1,054)
(うち有価証券利息)	(37)	(44)
(うち貸出金利息)	(284)	(299)
(うちその他受入利息)	(223)	(244)
役務取引等収益	27	26
その他事業直接収益	0	0
その他経常収益	18	25
(2) 信用事業費用	347	399
資金調達費用	149	158
(うち貯金利息)	(144)	(152)
(うち給付補填備金繰入)	(2)	(2)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(2)	(2)
役務取引等費用	3	3
その他経常費用	194	237
(うち貸倒引当金繰入額)	(△ 34)	(△ 1)
信用事業総利益	1,298	1,296
(3) 共済事業収益	697	722
共済付加収入	642	663
その他の収益	55	59
(4) 共済事業費用	64	71
共済推進費及び共済保全費	51	59
その他の費用	13	11
共済事業総利益	632	651
(5) 購買事業収益	5,490	5,868
購買品供給高	5,218	5,585
購買手数料	169	183
その他の収益	102	99
(6) 購買事業費用	4,852	5,299
購買品供給原価	4,718	5,130
購買供給費	38	47
その他の費用	95	121
購買事業総利益	638	568
(7) 販売事業収益	1,119	943
買取販売品販売高	321	153
販売手数料	203	217
販売収益	521	—
その他の収益	72	571
(8) 販売事業費用	845	868
買取販売品販売原価	257	126
販売費	582	728
その他の費用	6	13
販売事業総利益	273	74
(9) その他事業収益	1,022	1,167
(10) その他事業費用	845	926
その他事業総利益	176	240

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和元年度
	(令和2年4月1日～令和3年3月31日)	(平成31年4月1日～令和2年3月31日)
2 事業管理費	2,310	2,548
(1) 人件費	1,860	2,106
(2) その他事業管理費	450	441
事業利益	709	283
3 事業外収益	184	167
(1) 受取雑利息	4	5
(2) 受取出資配当金	125	122
(3) その他の事業外収益	54	39
4 事業外費用	171	125
(1) 支払雑利息	1	1
(2) その他の事業外費用	169	123
経常利益	722	325
5 特別利益	109	0
(1) 固定資産処分益	4	0
(2) その他の特別利益	105	—
6 特別損失	358	66
(1) 固定資産処分損	149	7
(2) 減損損失	206	58
(3) その他の特別損失	2	—
税金等調整前当期利益	473	259
法人税・住民税及び事業税	132	56
法人税等調整額	△39	△4
法人税等合計	93	52
当期剰余金	380	207

(7) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和元年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	41	41
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	41	41
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	13,303	13,250
2 利益剰余金増加高	380	207
当期剰余金	380	207
3 利益剰余金減少高	155	154
配当金	155	154
4 利益剰余金期末残高	13,527	13,303

(8)連結キャッシュ・フロー計算書(間接法)

(単位:百万円)

科 目	令和2年度	令和元年度
	(令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日)	(平成31年4月1日 ~ 令和2年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益(又は税金等調整前当期損失)	473	259
減価償却費	318	332
減損損失	206	58
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 41	0
賞与引当金の増減額(△は減少)	7	△ 0
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△ 176	10
その他引当金等の増減額(△は減少)	5	5
信用事業資金運用収益	△ 1,377	△ 1,399
信用事業資金調達費用	147	155
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 129	△ 127
支払雑利息	1	1
有価証券関係損益(△は益)	1	1
固定資産処分損益(△は益)	145	6
外部出資関係損益(△は益)	1	—
その他	1	△ 5
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(△) 減	24	△ 383
預金の純増(△) 減	△ 2,100	800
貯金の純増減(△)	4,342	788
信用事業借入金の純増減(△)	△ 4	△ 4
その他の信用事業資産の純増減(△)	29	△ 49
その他の信用事業負債の純増減(△)	192	△ 249
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△)	12	△ 270
未経過共済付加収入の純増減(△)	9	7
その他の共済事業資産の純増減(△)	△ 5	0
その他の共済事業負債の純増減(△)	1	△ 5
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	137	△ 119
経済受託債権の純増減(△)	133	80
棚卸資産の純増(△) 減	24	△ 22
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	13	55
経済受託債務の純増減(△)	△ 145	30
その他の経済事業資産の純増減(△)	△ 130	55
その他の経済事業負債の純増減(△)	69	0
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(△) 減	△ 63	△ 163
その他の負債の純増減(△)	1,199	△ 57
未払消費税等の増減(△) 額	△ 6	1
信用事業資金運用による収入	1,378	1,407
信用事業資金調達による支出	△ 151	△ 162
事業分量配当金の支払額	△ 78	△ 76
小 計	4,470	882
雑利息及び出資配当金の受取額	129	127
雑利息の支払額	△ 1	△ 1
法人税等の支払額	△ 35	△ 124
事業活動によるキャッシュ・フロー	4,562	884

(単位:百万円)

科 目	令和2年度	令和元年度
	(令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日)	(平成31年4月1日 ~ 令和2年3月31日)
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 700	—
有価証券の償還による収入	500	799
補助金の受入れ等による収入	2	—
固定資産の取得による支出	△ 1,345	△ 317
固定資産の処分による収入	△ 35	△ 5
固定資産の売却による収入	△ 121	175
外部出資の取得による支出	△ 2,641	△ 1,459
外部出資の売却等による収入	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,339	△ 807
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入金の返済による支出	△ 2	△ 2
出資の増額による収入	115	26
出資の払戻しによる支出	△ 129	△ 37
持分の取得による支出	△ 9	△ 10
持分の譲渡による収入	9	10
出資配当金の支払額	△ 77	△ 78
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 94	△ 91
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	128	△ 14
5 現金及び現金同等物の期首残高	879	887
6 現金及び現金同等物の期末残高	1,008	873

(注) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	令和2年度	令和元年度
現金および預金勘定	187,011	184,783
別段預金及び定期性預金	△ 186,003	△ 183,903
現金および現金同等物	1,008	879

(9) 連結注記表

令和2年度連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
 1. 連結される子会社・子法人等……………1社
(株)アグリアイランド
 2. 非連結子会社・子法人等……………該当ありません
- (2) 持分法の適用に関する事項
 1. 持分法適用の関連法人等……………該当ありません
 2. 持分法非適用の関連法人等……………1社
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。
- (5) 連結調整勘定の償却方法及び償却期間
該当する事項ありません。
- (6) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は連結貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」中の当座預金、普通預金および通知預金です。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ア 子会社株式等及び関連会社株式
移動平均法による原価法により評価しています。
 - イ その他有価証券
・時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。
・時価のないもの
移動平均法による原価法により評価しています。
なお、取得価額と券面金額との差額のうち、金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
 - ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の種類	評価方法
購買品(肥料、農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法
購買品(農機部品等の売価管理品)	売価還元法に基づく原価法
購買品(農機具)	個別法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、ソフトウェアについては当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
正常先債権及び要注意先債権については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等で算定した金額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価格から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の実質が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。
すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
 - ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金（前払年金費用）
職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。なお当期末は年金資産の見込額が退職給付債務を上回ったため、その差額を前払年金費用として資産の部に計上しています。
退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。

(5) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また金額の全くないものは「－」で表示しています。

3. 表示方法の変更にに関する注記

農業協同組合法施行規則の改正および「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号) の適用に伴い、当事業年度より重要な会計上の見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 134 百万円

② その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和元年 6 月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 206 百万円

② その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和元年 6 月に作成した中期経営計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。(百万円)

項 目	金 額
建 物	535
機 械 装 置	1,203
土 地	168
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	33
無 形 固 定 資 産	0
合 計	1,941

平成 10 年 4 月 1 日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

(2) 為替決済等の代用として、定期預金 1,800 百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

(3) 子会社等に対する金銭債権の総額

該当ありません。

子会社等に対する金銭債務の総額

該当ありません。

【貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳】

(4) 破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(百万円)

項 目	金 額
破 綻 先 債 権	－
延 滞 債 権	285
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権	－
貸 出 条 件 緩 和 債 権	－
合 計	285

(注) 1. 破綻先債権(1)

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

2. 延滞債権(2)

未収利息不計上貸出金であって、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金です。

3. 3 カ月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 連結損益計算書に関する注記

「子会社等との取引高」

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 該当ありません。 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 該当ありません。 |

【減損損失】

(3) 減損損失に関する注記

① グループिंगの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグループングを実施した結果、信用共済・経済事業については支所ごと、金融事業を譲渡した経済センターは近隣の支所との密接な関連があり、経済センターを組合員が利用することによって、近隣支所のキャッシュフロー生成に寄与していると考えため支所グループとして区分しています。また、本所のみならず、給油所、農機自動車センター、施設センター、育苗センター、および畜産事業所はJA全体のキャッシュフロー生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

② 減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

場 所	八木事務所	市事務所	市支所グループ
用 途	信用・共済事務所 遊休資産	信用・共済事務所 遊休資産	事業用資産
種 類	建物	建物	土地・建物ほか
そ の 他	令和3年5月統合後、 遊休資産となるため	令和3年5月統合後、 遊休資産となるため	—
金 額	8 百万円 (うち建物 8 百万円)	14 百万円 (うち建物 13 百万円)	119 百万円 (うち土地 106 百万円) (うち建物 8 百万円)
場 所	本所会館	湊事務所	阿那賀事務所
用 途	遊休資産	遊休資産	遊休資産
種 類	建物	土地・建物ほか	土地・建物
そ の 他	令和3年5月移転後、 遊休資産となるため	—	—
金 額	40 百万円 (うち建物 37 百万円)	14 百万円 (うち土地 7 百万円) (うち建物 7 百万円)	8 百万円 (うち土地 3 百万円) (うち建物 4 百万円)

③ 減損損失に至った経緯

- ・八木支所・市支所事務所については組織再編により八木・市・神代支所の信用・共済事業が中央支所に統合されることに伴い、当該事務所が遊休資産となるため、処分可能額で評価し、減損損失を認識しております。
- ・市支所グループについて、組織再編により八木・市・神代支所の信用・共済事業が中央支所に統合されることに伴い、使用用途の変更により減損の兆候ありとみなし、減損の認識判定を行った結果、市支所グループの減損を認識しました。
- ・本所会館については新本所会館の新築・移転により当該建物が遊休資産となるため、処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。
- ・湊事務所・阿那賀事務所については使用頻度の低下に伴い、遊休資産となるため、処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。

④ 回収可能額の算定方法等

回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。

7. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また有価証券はすべて債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が76百万減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

＜金融商品の時価等に関する事項＞

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(百万円)

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	186,660	186,670	9
有価証券			
その他有価証券	3,127	3,127	—
貸出金	23,757		
貸倒引当金(*1)	△61		
貸倒引当金控除後	23,696	24,601	905
資 産 計	213,484	214,399	915
貯金	214,788	214,879	90
負 債 計	214,788	214,879	90

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

取引金融機関から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

外部出資	貸借対照表計上額	13,323 百万円
------	----------	------------

市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

外部出資に対応する、外部出資等損失引当金 0 百万円を控除して表示しています。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(百万円)

項 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	186,660	—	—	—	—	—
有価証券	—	700	300	300	100	1,600
その他有価証券のうち 満期があるもの						
貸出金(*1, 2)	2,608	1,486	1,403	1,237	1,095	15,909
合 計	189,269	2,186	1,703	1,537	1,195	17,509

(*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）613 百万円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。

(*2) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 16 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(百万円)

項 目	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	203,280	5,259	6,009	130	76	32

要求払貯金については「1 年以内」に含めて開示しています。

8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。
(百万円)

項 目	取得原価または 償却原価	貸借対照表計上額	評価差額 (＊)
貸借対照表計上額が取得原価 または償却原価を超えるもの	地方債	904	989
	社 債	1,400	1,446
	小 計	2,305	2,435
貸借対照表計上額が取得原価 または償却原価を超えないもの	地方債	—	—
	社 債	700	692
	小 計	700	692
合 計	3,005	3,127	122

*上記評価差額から繰延税金負債 33 百万円を差し引いた額 88 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

9. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会、(株)りそな銀行、三菱UFJ信託銀行(株)との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は 29 百万円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金(前払年金費用)の期首残高と期末残高の調整表 (百万円)

項 目	金 額
①期首における退職給付引当金	176
②退職給付費用	△91
③退職給付の支払額	△4
④確定給付型年金制度への拠出金	△81
⑤期末における退職給付引当金(前払年金費用)	△0

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表 (百万円)

項 目	金 額
①退職給付債務	1,732
②確定給付型年金制度の積立金	△1,733
③未積立退職給付債務(①+②)	△0
前払年金費用	0

(4) 退職給付に関連する損益 (百万円)

項 目	金 額
①勤務費用	△91
②臨時に支払った割増退職金	2
③退職給付費用(①+②)	△88

(注) 農林漁業団体職員退職給付制度への拠出金 0 百万円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 22 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 3 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 260 百万円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は、次のとおりです。

(百万円)		
主な内訳		当期末
繰延税金資産	役員退職慰労引当金	8
	賞与引当金	50
	賞与引当金未払社会保険料	8
	固定資産減損損失(土地)	57
	固定資産減損損失(土地以外)	27
	資産除去債務	9
	未払事業税	10
	本所解体費用	30
	コロナ対策支援金	22
	その他	6
	小計	231
	評価性引当額	△61
繰延税金負債	合計	169
	その他有価証券	△33
	固定資産(資産除去債務)	△0
	その他	△0
	合計	△35
繰延税金資産の純額		134

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因 (%)

項 目		当 期 末
法定実効税率		27.46
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.42
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.57
	事業分当配当金	△4.69
	住民税均等割	0.49
	評価性引当金の増減	4.07
	税額控除	△0.87
	過年度法人税等還付税額	△4.91
	その他	△0.09
税効果会計適用後の法人税等の負担率		19.30

(3) 子会社の繰越欠損金に繰延税金資産 (百万円)

項 目		当 期 末
繰越税金資産	繰越欠損金	7
	評価性引当金	△7

(注) 7百万円＝減算一時差異等26百万円×実効税率27.46%

11. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記

現金および現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

(百万円)		
現金および預金勘定		187,011
別段預金および定期性預金		△186,003
現金および現金同等物		1,008

12. その他の注記

該当ありません。

令和元年度連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
 1. 連結される子会社・子法人等…………… 1 社
 (株)アグリアイランド
 2. 非連結子会社・子法人等……………該当ありません
- (2) 持分法の適用に関する事項
 1. 持分法適用の関連法人等……………該当ありません
 2. 持分法非適用の関連法人等…………… 1 社
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項
 連結されるすべての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しています。
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
 連結される子会社・子法人等の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。
- (5) 連結調整勘定の償却方法及び償却期間
 該当する事項ありません。
- (6) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
 連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は連結貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」中の当座預金、普通預金および通知預金です。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ア 子会社株式等及び関連会社株式
 移動平均法による原価法により評価しています。
 - イ その他有価証券
 - ・時価のあるもの
 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。
 - ・時価のないもの
 移動平均法による原価法により評価しています。

棚卸資産の評価基準及び評価方法	
棚 卸 資 産 の 種 類	評 価 方 法
購 買 品 (肥 料、農 薬 等 の 単 品・数 量 管 理 品)	総平均法に基づく原価法
購 買 品 (農 機 部 品 等 の 売 価 管 理 品)	売価還元法に基づく原価法
購 買 品 (農 機 具)	個別法に基づく原価法

貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
 定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に建物（建物附属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
 - ② 無形固定資産
 定額法を採用しています。
 なお、ソフトウェアについては当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。
- (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
 貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 正常先債権及び要注意先債権については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等で算定した金額を計上しております。
 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価格から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
 破産、特別清算等法的に経営破綻の実質が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。
 すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
 - ② 賞与引当金
 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金
 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金
 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。
 - ⑤ 外部出資等損失引当金
 当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、

株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

- (4) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税は、税抜方式による会計処理を行っています。
- (5) 計算書類に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
また金額の全くないものは「－」で表示しています。

3. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

- (1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。(百万円)

項 目	金 額
建 物	535
機 械 装 置	1,209
土 地	168
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	33
無 形 固 定 資 産	0
合 計	1,948

平成10年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

- (2) 為替決済等の代用として、定期預金1,800百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

- (3) 子会社等に対する金銭債権の総額 該当ありません。
子会社等に対する金銭債務の総額 該当ありません。

【貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳】

- (4) 破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(百万円)

項 目	金 額
破 綻 先 債 権	－
延 滞 債 権	352
3 ヲ 月 以 上 延 滞 債 権	－
貸 出 条 件 緩 和 債 権	－
合 計	352

- (注) 1. 破綻先債権(1)

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

2. 延滞債権(2)

未収利息不計上貸出金であって、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金です。

3. 3ヵ月以上延滞債権(3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 連結損益計算書に関する注記

「子会社等との取引高」

- (1) 子会社等との取引による収益総額 該当ありません。
(2) 子会社等との取引による費用総額 該当ありません。

【減損損失】

- (3) 減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、信用共済・経済事業については支所ごと、金融事業を譲渡した経済センターは近隣の支所との密接な関連があり、経済センターを組合員が利用することによって、近隣支所のキャッシュフロー生成に寄与していると考えられるため支所グループとして区分しています。また、本所のみならず、給油所、農機自動車センター、施設センター、育苗センター、および畜産事業所はJA全体のキャッシュフロー生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

②減損損失を計上した資産または資産グループの概要と減損損失の内訳

場 所	広田ライスセンター (南あわじ市広田広田 1138)
用 途	遊休資産
種 類	土地、建物およびその他
金 額	58 百万円 (うち土地 51 百万円) (うち建物 7 百万円)

③減損損失に至った経緯

上記資産については、ライスセンター再編により遊休資産となっているため、処分可能額で評価し、減損損失を認識しました。

④回収可能額の算定方法等

回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定されています。

5. 金融商品に関する注記

＜金融商品の状況に関する事項＞

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。また有価証券はすべて債券であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.27%上昇したものと想定した場合には、経済価値が124百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

＜金融商品の時価等に関する事項＞

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(百万円)

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	184,333	184,352	18
有価証券			
その他有価証券	2,963	2,963	—
貸出金	23,781		
貸倒引当金(*1)	△96		
貸倒引当金控除後	23,685	24,868	1,183
資 産 計	210,982	212,184	1,201
貯金	210,446	210,550	103
負 債 計	210,446	210,550	103

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

取引金融機関から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・ス

ワットプレートで割引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

外部出資	貸借対照表計上額	10,684百万円
------	----------	-----------

市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

外部出資に対応する、外部出資等損失引当金0百万円を控除して表示しています。

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(百万円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	184,333	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	500	—	700	300	300	1,000
貸出金(*1,2,3)	2,797	1,453	1,385	1,288	1,126	15,708
合 計	187,631	1,453	2,085	1,588	1,426	16,708

- (*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)743百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

- (*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等2百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件19百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

- (5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(百万円)

項 目	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	194,103	11,695	4,350	162	94	41

要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

6. 有価証券に関する注記

- (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(百万円)

項 目	取得原価または 償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価 または償却原価を超えるもの			
債券	2,806	2,963	156
国債	—	—	—
地方債	905	999	93
社債	1,900	1,963	63

*上記評価差額から繰延税金負債43百万円を差し引いた額113百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

7. 退職給付に関する注記

- (1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会、(株)りそな銀行、三菱UFJ信託銀行(株)との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。農林漁業団体職員退職給付金制度の積立額は28百万円です。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

項 目	金 額
① 期首における退職給付引当金	166
② 退職給付費用	205
③ 確定給付型年金制度への拠出金	△195
④ 期末における退職給付引当金	176

- (3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表(百万円)

項 目	金 額
① 退職給付債務	1,724
② 確定給付型年金制度の積立金	△1,547
③ 未積立退職給付債務(①+②)	176
退職給付引当金	176

(4) 退職給付に関する損益 (百万円)

項 目	金 額
① 勤務費用	205
② 臨時に支払った割増退職金	5
③ 退職給付費用 (①+②)	210

(注) 農林漁業団体職員退職給付制度への拠出金 0 百万円は「福利厚生費」で処理しています。

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 23 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 2 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 267 百万円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は、次のとおりです。

主な内訳		当期末
繰延税金資産	退職給付引当金	48
	賞与引当金	48
	固定資産減損損失	32
	資産除去債務	8
	未払社会保険料	8
	役員退職慰労引当金	5
	貸倒引当金超過額	11
	未払事業税	3
	そ の 他	5
	小 計	172
繰延税金負債	評価性引当額	△42
	合 計	130
	その他有価証券評価差額金	△43
	固定資産（資産除去債務）	△1
	その他	△0
合 計		△44
繰延税金資産の純額		85

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因 (%)

法定実効税率と法人税等の負担率との差異主な原因		(%)
項 目		当 期 末
法定実効税率		27.46
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	6.18
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.45
	事業分量配当金	△8.26
	住民税均等割	0.90
	評価性引当金の増減	2.48
	税額控除	△2.63
	そ の 他	0.30
税効果会計適用後の法人税等の負担率		19.99

(3) 子会社の繰越欠損金に繰延税金資産 (百万円)

繰越税金資産		当 期 末
繰越税金資産	繰越欠損金	4
	評価性引当金	△4

(注)

(注) 4 百万円＝減算一時差異等 18 百万円 × 実効税率 27.46%

10. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記

現金および現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

(百万円)	
現金および預金勘定	184,783
別段預金および定期性預金	△183,903
現金および現金同等物	879

11. その他の注記

該当ありません。

(10) 連結事業年度のリスク管理債権の状況

(単位:百万円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
破綻先債権額	—	—	—
延滞債権額	285	352	△ 67
3ヶ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計 (A)	285	352	△ 67
うち担保・保証付債権額 (B)	284	315	△ 31
担保・保証控除後債権額 (C)	0	36	△ 35
個別計上貸倒引当金残高 (D)	—	34	△ 34
差 引 額 (E) = (C) - (D)	0	1	△ 1
一般計上貸倒引当金残高	63	63	△0

(注)

1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヶ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

5. 担保・保証付債権額

リスク管理債権額のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の貸出金についての当該担保・保証相当額です。

6. 個別計上貸倒引当金残高

リスク管理債権のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。

7. 担保・保証控除後債権額

リスク管理債権合計額から、担保・保証付債権額を控除した貸出金残高です。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位:百万円)

区 分	項 目	令和2年度	令和元年度
信 用 事 業	事業収益	1,645	1,695
	経常利益	646	541
	資産の額	215,042	212,670
共 済 事 業	事業収益	697	722
	経常利益	239	212
	資産の額	19	13
農 業 関 連 事 業	事業収益	5,998	5,800
	経常利益	△ 40	△ 243
	資産の額	2,438	2,596
そ の 他 事 業	事業収益	1,633	2,178
	経常利益	△ 123	△ 184
	資産の額	19,488	15,910
計	事業収益	9,975	10,397
	経常利益	722	325
	資産の額	236,988	231,191

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況と連結自己資本の額

令和3年3月末における連結自己資本比率は19.25%、連結自己資本の額は17,380百万円となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資のほか、後配出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	あわじ島農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,888百万円（前年度3,906百万円）
配当率又は利率	出資配当は年2.0%の割合です。

○ 後配出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	あわじ島農業協同組合
資本調達手段の種類	後配出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	36百万円（前年度36百万円）
配当率又は利率	後配出資に対する配当は0%です。

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。



(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和2年度	令和元年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	17,322	17,122
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,966	3,984
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	13,527	13,303
うち、外部流出予定額 (△)	159	155
うち、上記以外に該当するものの額	△ 11	△ 9
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	63	63
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	63	63
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	17,386	17,186
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	5	2
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	2
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	0	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

(単位:百万円、%)

項 目	令和2年度	令和元年度
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5	2
自己資本		
自己資本の額 (イ) — (ロ) (ハ)	17,380	17,183
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	84,524	76,724
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,311	△ 1,748
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー(△)	1,311	1,748
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,729	5,668
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	90,254	82,392
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (ハ) / (ニ)	19.25%	20.85%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		令和2年度			令和元年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 B=A×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	343	-	-	443	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	5,272	-	-	5,838	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	400	40	1	400	40	1
	我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	186,668	37,333	1,493	184,384	36,876	1,475
	法人等向け	1,762	864	34	1,568	769	30
	中小企業等向け及び個人向け	1,923	921	36	1,852	755	30
	抵当権付住宅ローン	56	19	0	58	20	0
	不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
	三月以上延滞等	97	106	4	111	111	4
	取立未済手形	80	16	0	39	7	0
	信用保証協会等保証付	16,168	1,575	63	15,243	1,479	59
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付き	-	-	-	-	-	-
	共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
	出資等	466	466	18	459	459	18
	(うち出資等のエクスポージャー)	(466)	(466)	(18)	459	459	18
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	上記以外	23,733	44,492	1,779	20,789	37,951	1,518
	(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に係るもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	(13,730)	(34,327)	(1,373)	(11,390)	(28,475)	(1,139)
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	(170)	(427)	(17)	(130)	(326)	(13)
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	(9,831)	(9,738)	(389)	(9,268)	(9,150)	(366)
	証券化	-	-	-	-	-	-
	(うちS T C要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち非S T C適用分)	-	-	-	-	-	-

(単位:百万円)

		令和2年度			令和元年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 A	所要自己資本額 B=A×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	再証券化	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
	(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	1,311	52	-	1,748	69
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	236,973	84,524	3,380	231,191	76,724	3,068
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	合計(信用リスク・アセットの額)	236,973	84,524	3,380	231,191	76,724	3,068
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己 資本額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己 資本額
		A		B=A×4%	A		B=A×4%
		5,729		229	5,668		227
所要自己資本額計		リスク・アセット等 (分母) 計		所要自己 資本額	リスク・アセット等 (分母) 計		所要自己 資本額
		A		B=A×4%	A		B=A×4%
		90,254		3,610	82,392		3,295

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置による、リスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
- $$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で信用事業を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 9）をご参照ください。

② 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		令和2年度					令和元年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
法人	農業	23	23	—		—	22	22	—		—
	林業	—	—	—		—	—	—	—		—
	水産業	—	—	—		—	—	—	—		—
	製造業	501	—	501		—	—	—	—		—
	鉱業	—	—	—		—	—	—	—		—
	建設・不動産業	—	—	—		—	—	—	—		—
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,002	—	1,002		—	1,504	—	1,504		—
	運輸・通信業	100	—	100		—	—	—	—		—
	金融・保険業	187,960	874	500		—	185,876	1,165	400		—
	卸売・小売・飲食・サービス業	86	86	—		—	82	82	—		—
	日本国政府・地方公共団体	5,272	4,364	907		—	5,838	4,930	908		—
	上記以外	13,323	—	—		—	10,684	—	—		—
	業種別残高計	236,973	23,771	3,011		97	231,191	23,797	2,812		111
個人	1年以下	187,457	871	—			185,801	988	501		
	1年超3年以下	1,747	745	1,002			1,278	577	700		
	3年超5年以下	1,420	1,016	404			1,839	1,232	606		
	5年超7年以下	978	675	303			1,042	639	403		
	7年超10年以下	1,199	799	400			1,568	1,268	300		
	10年超	20,202	19,300	901			18,904	18,604	300		
	期限の定めのないもの	23,966	362	—			20,757	486	—		
	残存期間別残高計	236,973	23,771	3,011			231,191	23,797	2,812		

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 当J Aでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	令和2年度						令和元年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	63	63	—	63	63	—	62	63	—	62	63	—
個別貸倒引当金	53	12	1	51	12	—	53	53	—	53	53	—
法人	農業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	53	12	1	51	12	—	53	53	—	53	53	—
業種別計	53	12	1	51	12	—	53	53	—	53	53	—

(注)

- 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。
- 個別貸倒引当金には、外部出資等損失引当金を含んでいます。

④ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和2年度			令和元年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	—	6,755	6,755	—	7,622	7,622
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	16,150	16,150	—	15,191	15,191
	リスク・ウェイト20%	—	186,918	186,918	—	184,558	184,558
	リスク・ウェイト35%	—	56	56	—	58	58
	リスク・ウェイト50%	1,704	9	1,713	1,504	19	1,523
	リスク・ウェイト75%	—	1,183	1,183	—	1006	1006
	リスク・ウェイト100%	—	11,091	11,091	—	10,796	10,796
	リスク・ウェイト150%	—	76	76	—	78	78
	リスク・ウェイト250%	—	13,027	13,027	—	10,354	10,354
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%		—	—	—	—	—	—
計		1,704	235,268	236,973	1,504	229,687	231,191

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 61）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区 分	令和2年度			令和元年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—		—	—	
我が国の政府関係機関向け	—	—		—	—	
地方三公社向け	—	—		—	—	
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	—	—		—	—	
法人等向け	15	—		2	—	
中小企業等向け及び個人向け	98	169		132	134	
抵当権住宅ローン	—	—		—	—	
不動産取得等事業向け	—	—		—	—	
三月以上延滞等	—	—		—	—	
証券化	—	—		—	—	
中央清算機関関連	—	—		—	—	
上記以外	92	—		95	—	
合 計	206	169		230	134	

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 9）をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 62）をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和2年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	13,323	13,323	10,684	10,684
合計	13,323	13,323	10,684	10,684

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

令和2年度			令和元年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

令和2年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

令和2年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容 (p. 63) をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
1	上方パラレルシフト	307	455	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	1	3
3	スティープ化	708	800		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	708	800	1	3
		令和2年度		令和元年度	
8	自己資本の額	17,380		17,183	

農協法による開示基準対比での掲載ページ

No.	開 示 基 準 項 目	掲載 ページ
	I. 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目	
1	業務の運営の組織	22
2	理事及び監事の氏名及び役職名	23
3	会計監査人の氏名又は名称	41
4	事務所の名称及び所在地	24
5	特定信用事業代理業者に関する事項 (1) 特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地 (2) 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の所在地	24
6	主要な業務の内容	13
7	事業の概況	3
8	直近5事業年度における業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期剰余金又は当期損失金 (4) 出資金及び出資口数 (5) 純資産額 (6) 総資産額 (7) 貯金等残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 剰余金の配当の金額 (12) 職員数	43
9	直近2事業年度の事業の状況を示す指標 (1) 主要な業務の状況を示す指標 (2) 貯金に関する指標 (3) 貸出金等に関する指標 (4) 有価証券に関する指標	44
10	リスク管理の体制	9
11	法令遵守の体制	10
12	中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	7
13	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	11
14	直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	25
15	直近2事業年度の貸出金に係る事項 (1) 破綻先債権に該当する貸出金 (2) 延滞債権に該当する貸出金 (3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金 (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	49
16	元本補てん契約のある信託に係る貸出金に関する事項	50
17	直近2事業年度の自己資本の充実の状況	55
18	次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 (1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) デリバティブ取引 (4) 金融等デリバティブ取引（法第10条第6項第13号に規定する取引） (5) 有価証券店頭デリバティブ取引（法第10条第6項第15号に規定する取引）	52
19	直近2事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	50
20	直近2事業年度の貸出金償却の額	50
21	法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	41

No.	開 示 基 準 項 目	掲載 ページ
	Ⅱ. 組合とその子会社等の連結ベースのディスクロージャー開示項目	
1	組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	65
2	組合の子会社等の事項 (1) 名称 (2) 主たる営業所又は事務所の所在地 (3) 資本金又は出資金 (4) 事業の内容 (5) 設立年月日 (6) 組合が有する子会社等の議決権の割合 (7) 組合の他の子会社等有する当該子会社等の議決権の割合	65
3	事業の概況	65
4	直近 5 連結事業年度の業務の状況を示す指標 (1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期利益又は当期損失 (4) 純資産額 (5) 総資産額 (6) 連結自己資本比率	66
5	直近 2 連結事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	66
6	直近 2 連結事業年度の貸出金に係る事項 (1) 破綻先債権に該当する貸出金 (2) 延滞債権に該当する貸出金 (3) 3 カ月以上延滞債権に該当する貸出金 (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	83
7	直近 2 連結事業年度の自己資本の充実の状況	84
8	直近 2 連結事業年度の事業区分ごとの経常収益、経常利益、資産の額	83

当JAに関する情報は広報誌、公式ホームページでも紹介しております。

広報誌【毎月発行】（画像は公式ホームページより抜粋）

農作業情報をはじめ、地域のニュースや当JAからの連絡事項など、組合員様やお客様とのネットワークを大切に、よりわかりやすく、より役に立つことを目的に情報を提供しています。



2021年3月号



2021年2月号



2021年1月号

公式ホームページ

JAあわじ島の概要・事業をはじめ、特産品の紹介、店舗・ATM案内等、様々な情報を提供しています。更新は随時行っています。



淡路島たまねぎ・レタスをはじめ、すくすく育ったほんまもの農産物だけをあなたの食卓へ JAあわじ島

兵庫県最大級産直市場 あわじ島まるごと(株) 美菜恋来屋 PR



美菜恋来屋（みなこいこいや）は、古代から御食国として名高い、淡路島の美しい環境で育まれた“ほんまもん”のお野菜、お肉、お魚を“まるごと”食べつくしていただく施設です



〒656-0462 兵庫県南あわじ市市青木18番地の1

TEL(0799)**42-5200**

FAX(0799)**42-5236**

【インターネットURL】

<https://www.ja-awajishima.or.jp/>



JA Awajishima Report 2021